

確定稿

勤 勞 青 少 年 福 祉 法 案
関 係 国 会 答 弁 資 料

省 働 勞

I 総 論

〔 勤労青少年の職業生活の現状 〕

問 1 青少年の就業状況について問う	1
問 2 中小零細企業における青少年の就業状況 について問う	6
問 3 勤労青少年の賃金の状況について問う	8
問 4 勤労青少年の労働市場における需給状況 について問う	11
問 5 勤労青少年の離転職の状況について問う	14
問 6 勤労青少年の離転職による事業所規模間 の移動状況如何	17
問 7 勤労青少年の非行、家出の実態について 問う	18

〔 勤労青少年福祉施策一般 〕

問 8 昭和 45 年度における勤労青少年福祉対 策の内容及び予算について問う	25
問 9 現在、青少年に対する職業指導はどのよ うに行なわれているか	28

問 1 0 勤労青少年の安易な離転職を防止するため、労働省は従来どのような施策を講じてきたのか	2 9
問 1 1 青少年が離転職を重ねる過程での非行化を防止するための対策如何	3 1
問 1 2 年少者を風紀上有害な職場（パチンコ店等）に就職させないようにするための禁止措置はとれないか	3 3
問 1 3 勤労青少年のための寄宿舎の設備改善等についての労働省の施策を問う	3 4
問 1 4 余暇の有効活用の前提となる労働時間の短縮についての労働省の施策如何	3 6
問 1 5 青少年に対する職業訓練はどのように行なわれているか	3 9
問 1 6 青少年に対する養成訓練の拡充についての政府の基本方針を問う	4 1
問 1 7 公共施設、娯楽施設の利用料金について勤労青少年の割引制度を実施できないか	4 5
問 1 8 有害出版物、俗悪広告物から勤労青少年を守る必要があると思うが、労相の見解如何	4 6
問 1 9 勤労青少年の健全育成という立場からは、その思想面についても十分に配慮する必要があると思うが、労相の見解如何	4 7

問 2 0	勤労青少年ホームの設置状況及び今後の設置計画如何、また、配置が全国的にみると偏在している感があるが、労相の所見を問う	48
問 2 1	勤労青少年ホームは、小規模でも多数設置することが必要であると思うが、労相の見解如何 また、勤労青少年がホームを利用しやすくするために事業主に対してどのような措置を講じているか	51
問 2 2	勤労青少年ホームの利用状況如何	52
問 2 3	勤労青少年ホームに花畑、菜園等自然に親しむ施設を備えられないか	55

〔法案制定の経緯等〕

問 2 4	政府が本法案を国会へ提出するまでの経緯について問う	59
問 2 5	本法案に対する事業主団体等の意見について問う	61
問 2 6	本法案に対する労働組合等の意見について問う	63
問 2 7	本法案に対する都道府県等の意見について問う	65
問 2 8	本法案に対する新聞論調について	66

問 2 9 婦人少年問題審議会が昭和 4 3 年 8 月 に行なつた「今後における勤労青少年対 策について」の建議のうち、本法案に盛 られていない事項を指摘し、その盛られ ていない理由を説明されたい	6 8
問 3 0 諸外国における勤労青少年の福祉に関 する法制はどうなつてゐるか	6 9
問 3 1 勤労青少年の福祉に関する I L O の勧 告等はどのようなものがあるか	7 7

Ⅱ 各 論

〔法案一般〕

問 3 2 本法案のねらいについて問う	8 3
問 3 3 本法案の性格を問う	8 5
問 3 4 本法案は「福祉法」と銘うちながらそ の基本的な立場は、企業の若年労働力確 保を容易にすることにあるのではないか	8 6
問 3 5 勤労青少年福祉対策については現行法 によつてそれぞれ措置されているが、さ らに本法を制定しようとする理由は何か	8 7
問 3 6 本法案は、勤労青少年の健全な成長に 如何に役立つか	8 8
問 3 7 本法案の制定によつて、中小企業に働 く青少年の福祉は如何に前進することと (4)	

なるか	89
問 3 8 本法案は、勤労青少年の福祉を増進する ためには内容が不十分ではないか	90

〔目的〕－勤労青少年福祉法第 1 条関係

問 3 9 「勤労青少年」の定義は何か	93
問 4 0 「勤労青少年の福祉」とは何か	95
問 4 1 「勤労青少年の福祉に関する原理を明 らかにする」とは、どういう意味か	96
問 4 2 「職業訓練の奨励」とは具体的に何か	97

〔基本的理念〕－勤労青少年福祉法第 2 条・第 3 条関係

問 4 3 第 2 条の趣旨如何	98
問 4 4 第 2 条に「すべて勤労青少年は、…配慮… される。」とあるが、配慮される具体的 内容としては何を想定しているのか	99
問 4 5 「有為な職業人」とは何か	100
問 4 6 勤労青少年のすこやかな成育を図るた め、生活指導について、本法案ではどの ような措置を講ずるのか	101

問 4 7	第 3 条の趣旨如何	1 0 3
-------	------------	-------

〔関係者の責務〕—勤労青少年福祉法第 4 条関係

問 4 8	「事業主の責務」を「国及び地方公共 団体の責務」の前に規定した理由如何	1 0 4
-------	--	-------

問 4 9	第 4 条第 1 項の「事業主の責務」の具体 的内容如何	1 0 5
-------	---------------------------------	-------

問 5 0	第 4 条第 2 項の「国及び地方公共団体の 責務」の具体的内容如何	1 0 6
-------	---------------------------------------	-------

〔勤労青少年の日〕—勤労青少年福祉法第 5 条関係

問 5 1	「勤労青少年の日」を設ける趣旨如何	1 0 9
-------	-------------------	-------

問 5 2	「勤労青少年の日」を 7 月の第 3 土曜日 とした理由如何	1 1 1
-------	-----------------------------------	-------

問 5 3	何故、「勤労青少年の日」を国民の祝日 (休日)にしなかつたのか	1 1 3
-------	------------------------------------	-------

問 5 4	現在すでに「勤労感謝の日」その他国民 の祝日が 1 2 日もあるのに、さらに「勤労 青少年の日」を設けることは、勤労青少年 への過保護、事業主への過重負担とならな いか	1 1 6
-------	--	-------

問 5 5 本条の条文からは、国、地方公共団体
は、事業主その他の関係者にこの「日」に
ふさわしい事業を奨励するのみで、みず
からは実施しないように読みとれるが、
見解如何 1 1 7

問 5 6 「勤労青少年の日」にふさわしい事業
としてどのようなものを想定しているか 1 1 8

問 5 7 「勤労青少年の日」制定運動の経緯如何 1 2 0

〔勤労青少年福祉対策基本方針等〕—勤労青少年福

祉法第 6 条及び第 7 条関係

問 5 8 本法案に「第 2 章 勤労青少年福祉対
策基本方針等」を規定する必要性は何か 1 2 5

問 5 9 勤労青少年福祉対策基本方針を策定す
る目的を問う 1 2 6

問 6 0 勤労青少年福祉対策基本方針の内容を
問う 1 2 7

問 6 1 雇用対策基本計画及び職業訓練計画と
勤労青少年福祉対策基本方針との関係如
何 1 2 8

問 6 2 勤労青少年福祉対策基本方針で「勤労
青少年の職業生活の動向に関する事項」
について記述する趣旨及びその具体的内
容を問う 1 2 9

問 6 3	勤労青少年福祉対策基本方針の対象期間はどの程度を考えているか	130
問 6 4	勤労青少年福祉対策基本方針策定の際の考慮事項として「勤労青少年の労働条件、意識並びに……就業状況等」を規定している趣旨は何か	131
問 6 5	勤労青少年福祉対策基本方針の審議機関である婦人少年問題審議会の委員の構成及びこれまでに出した建議等について問う	132
問 6 6	勤労青少年福祉対策基本方針の策定にあたって、総理府の附属機関である青少年問題審議会の意見を聞く必要はないか	133
問 6 7	勤労青少年福祉対策基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ都道府県知事の意見を求めることとしているが、その必要性如何	135
問 6 8	勤労青少年福祉対策基本方針の変更は、どのような場合に考えられるか	136
問 6 9	労働大臣が策定するものを「基本方針」とし、都道府県知事が策定するものを「事業計画」とした理由は何か	137
問 7 0	都道府県間の計画の調整はどのように行なうのか	138

問 7 1 都道府県勤労青少年福祉事業計画を策
定し、これに基づく事業を実施する都道
府県の担当部局はどこか 139

問 7 2 都道府県勤労青少年福祉事業計画の策
定にあたって必要があると認めるときは
市町村長の意見を聞くこととしているが、
その理由は何か 140

問 7 3 都道府県勤労青少年福祉事業計画の策
定にあたって、審議機関の意見を聞くよ
うに規定されていないが、中央の婦人少
年問題審議会に相当する機関の意見を聞
くべきではないか 141

〔職業指導等〕—勤労青少年福祉法第 8 条～
第 10 条関係

（第 8 条関係）

問 7 4 本条の意義を問う 145

問 7 5 「勤労青少年の特性に適応した職業指
導」とは如何なる意味か 147

(第9条)

- 問76 就職後の相談指導とは具体的に如何なる内容をもつものであるか 148

(第10条関係)

- 問77 本条の趣旨は、ケース・ワークによる相談指導体制を充実することにあるというが現状はどうか 149

- 問78 年少就職者相談員と本状による相談指導を行なう者との関係如何 152

- 問79 「職業安定機関の長が委託する」とあるが、具体的には誰が委託することとなるのか 153

- 問80 当該業務について熱意と識見を有する者として、具体的にどのような人を選定するのか 154

〔職業訓練に関する啓もう宣伝等〕

..... 勤労青少年福祉法第11条関係

- 問81 「職業訓練に関する啓もう宣伝を行なう等必要な措置を講ずる」とは、具体的に考えているか 157

- 問82 「その他関係者」とは、具体的には何を考えているのか 158

〔職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮〕—
勤労青少年福祉法第12条関係

- 問83 勤労青少年の職業訓練の受講、定時制高等学校等への通学の実態を問う 161
- 問84 「高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程等」の「等」に含まれる学校（教育）の範囲如何 162
- 問85 何故、大学、短期大学の夜間学部（科）、通信制課程は含まないのか 163
- 問86 法定職業訓練受講者に対する「時間……配慮」とは具体的にはどういうことか。
（公共職業訓練は、就労前の者が受講するのではないのか。） 165
- 問87 勤労青少年が職業訓練又は高等学校の定通制教育等を受け易いように時間の配慮をすることによつて、企業、特に中小零細企業の「事業の正常な運営」を阻害する恐れはないか 167
- 問88 何故、事業主が自己の事業活動と関係のない学校に通学する場合にも「時間……配慮」をしなければならないのか 172
- 問89 通学について時間の配慮をすることは、学歴偏重の助長とはならないか 174
- 問90 事業主の努力とともに教育施設の整備、運営の改善等も必要ではないか 176

問 9 1 本状の措置に関連して、従来労働省が
講じてきた施策如何 177

問 9 2 定時制教育等の拡充に関する各界の意
見、要望にはどのようなものがあるか 178

〔 勤労青少年福祉推進者 〕－勤労青少年福祉法
第 13 条関係

問 9 3 事業主に勤労青少年福祉推進者を選任
する努力義務を課した理由は何か 189

問 9 4 勤労青少年福祉推進者の業務内容は何
か 191

問 9 5 勤労青少年福祉推進者が生活相談、余
暇活動に関する事項を担当することは、
勤労青少年の私生活の自由への干渉とな
る恐れはないか 192

問 9 6 勤労青少年福祉推進者選任の努力義務
を負う事業場の範囲如何 193

問 9 7 勤労青少年福祉推進者の資格内容如何 194

問 9 8 職場指導員、レクリエーション・リー
ダー等各企業がこれまでに個々に設けて
きた制度と勤労青少年福祉推進者との関係
はどうなるのか 195

問 99 勤労青少年福祉推進者の選任を義務づけることは、中小企業の事業運営にとって負担とならないか 196

問 100 労働省は、勤労青少年福祉推進者に関して事業主にどのような援助を行なうことを考えているか 197

問 101 勤労青少年福祉推進者と従来から設けられている年少労働者福祉員との関係如何 198

〔余暇の有効活用〕—勤労青少年福祉法第 14 条関係

問 102 本条で勤務時間外の問題である余暇の有効活用について規定する理由は何か 199

問 103 本条に基づき国及び地方公共団体が講ずる措置の具体的内容は何か 200

〔勤労青少年ホーム〕—勤労青少年福祉法第 15 条関係

問 104 勤労青少年ホームのねらいは何か 203

問 105 勤労青少年ホームの設置主体を地方公共団体とした理由如何 204

問 106 勤労青少年ホームを「必要に応じ、設置するように努めなければならない」とした理由如何 205

問 1 0 4 「勤労青少年ホームの設置及び運営
についての望ましい基準」を定める理由
及びその内容を問う 2 0 6

問 1 0 8 地方公共団体の設置する福祉施設を
勤労青少年ホームに限定し、単身宿舎等
を含めなかつた理由如何 2 0 7

〔勤労青少年ホーム指導員〕—勤労青少年福祉法
第 1 6 条関係

問 1 0 9 本条において勤労青少年ホーム指導
員に特別の資格を定める理由及びその
具体的内容を問う 2 0 8

問 1 1 0 勤労青少年ホームの指導員だけに資
格を定め、ホームの長に資格を求めな
かつた理由如何 2 0 9

〔雇用促進事業団が設置する施設〕—勤労青少年福祉法
第 1 7 条関係

問 1 1 1 「勤労青少年に係る福祉施設」の種
類及びその設置・運営状況如何 2 1 0

問 1 1 2 雇用促進事業団が勤労青少年につい
て特別の福祉施設を設置する理由如何 2 1 3

問 1 1 3 「 勤労青少年の職業生活の動向及び
生活の実態に即応するように配慮しな
ければならない」とは具体的にどうい
うことか 2 1 4

問 1 1 4 勤労青少年センターと勤労青少年ホ
ームの差違如何 2 1 5

〔 国の助言等 〕－勤労青少年福祉法第 1 8 条関係

問 1 1 5 「 助言、指導その他の援助 」とは、
具体的に何を考えているのか 2 1 8

〔 調査等 〕－勤労青少年福祉法第 1 9 条関係

問 1 1 6 本条の規定の意義と具体的内容を問
う 2 2 2

〔 船員に関する特例 〕－勤労青少年福祉法第 2 0 条関係

問 1 1 7 船員に関する特例規定を設けた理由
は何か 2 2 5

問 1 1 8 本法案の適用対象船員数如何 2 2 7

問 1 1 9 勤労青少年船員の福祉に関してほ
どのような問題点があるか 2 2 8

- 問 1 2 0 現在、勤労青少年船員に対してどのような福祉施策が講じられているか 229
- 問 1 2 1 労働環境の異なる勤労青少年船員に
関しては、本法案と別個の法律を制定する必要があるのではないか 230
- 問 1 2 2 船員の勤労青少年ホームは、陸上とは別に設置するのか 231

問124 現在、地方自治法第215条の2の
規定に基づき、地方自治体の職員は、その職務
上必要な事項について、関係機関・団体等に
調査権を行使することができる。

問125 1 市町村の長は、その職務上必要な
事項について、関係機関・団体等に調査権を
行使することができる。

第 1 章

問126 市町村の長は、その職務上必要な
事項について、関係機関・団体等に調査権を
行使することができる。

〔 勤労青少年の職業生活の現状 〕

問 1. 青少年の就業状況について問う

答 昭和43年度における青少年の就業状況は、青少年(15才～19才)の総人口10,570千人の36.7%にあたる3,880千人が就業者であり、このうち雇用されている者は、3,310千人である。

また、昭和43年の青少年の産業別就業状況をみると、製造業39%、卸・小売業22%、サービス業13%となっており、この3産業に7割以上が就業している。

なお、昭和25年には第1次産業に就業している勤労青少年は全体の51%であつたが、年々減少し35年には、26%、43年には9%と激減し、過去10年間で17ポイント、過去20年間では42ポイント低下している。

一方、第2次産業では、過去10年間で5.7ポイントの上昇、第3次産業では10.9ポイントの上昇となつている。

(参 考)

(1) 青少年の年令別就業状況(昭和43年)

(万人)

年 令 区 分		合 計 (15 ~ 24才)	15 ~ 19才	20 ~ 24才
労働力人口	総 数	(100.0) 2,006	(100.0) 1,057	(100.0) 949
	合 計	(55.8) 1,119	(37.5) 396	(76.2) 723
	就 業	(54.8) 1,099	(36.7) 388	(74.9) 711
	雇 用 者	(46.6) 935	(31.3) 331	(63.6) 604
	自 営 業 主	(1.0) 21	(0.2) 2	(2.0) 19
非労働力人口	家族従業者	(7.0) 140	(5.1) 54	(9.1) 86
	非労働力人口	(44.1) 884	(62.3) 659	(23.7) 225

資料出所 総理府「労働力調査」

注) 。 合計は失業者を含む。 万位で四捨五入しており、総数では分類不能が含まれているため合計と一致しない。

(2) 青少年の年令別、従業上の地位別就業状況の推移

(万人)

区 分 年	15才～19才				20才～24才					
	総 数	就 業 者 数			総 数	就 業 者 数				
		計	自営業主	家族 従業者		雇用者	計	自営業主	家族 従業者	雇用者
昭和 59年	1,022	377	3	78	296	930	722	21	121	579
40	1,086	386	3	74	309	929	718	20	113	584
41	1,148	430	3	81	347	889	685	19	98	567
42	1,118	447	3	68	375	892	680	21	79	581
43	1,057	388	2	54	331	949	711	19	86	604

資料出所 総理府「労働力調査」

注) 。 万位で四捨五入してあるため計とは一致しない。

(3) 青少年の産業別就業の推移

(万人)

区 分 年	15～19才 人 口	1 5 ～ 1 9 才 就 業 者 数			
		計	第1次産業	第2次産業	第3次産業
昭和 25年	—	517 (100.0)	270 (51.0)	150 (29.0)	100 (20.0)
30	851	463 (100.0)	147 (31.7)	161 (34.8)	155 (33.5)
35	888	434 (100.0)	112 (25.9)	173 (39.9)	148 (34.2)
40	1,086	386 (100.0)	55 (14.3)	172 (40.5)	159 (41.2)
43	1,068	388 (100.0)	36 (9.3)	177 (45.6)	175 (45.1)

資料出所 総理府「労働力調査」

注) 。 万位で四捨五入しておるため計とは一致しない。

(4) 青少年の産業別就業状況(昭和43年)

(万人)

区 分	実 数			割 合		
	全 就 業 者 (15才以上)	15才~19才	20才~24才	全 就 業 者	15才~19才	20才~24才
計	5,002	388	711	100.0	100.0	100.0
農 林 業	934	33	41	18.7	8.5	5.8
非農林業(小計)	4,068	355	670	81.3	91.5	94.2
漁 水 産 業	54	3	4	1.1	0.8	0.6
鉱 業	27	1	2	0.5	0.3	0.3
建 設 業	370	24	44	7.4	6.2	6.2
製 造 業	1,305	152	220	26.1	39.1	30.9
卸 小 売 業	982	85	177	19.6	21.9	24.9
金 融 保 険 業	128	10	31	2.6	2.6	4.4
運 通 電 ガ ス 業	329	20	53	6.6	5.2	7.5
サ ー ビ ス 業	713	52	111	14.3	13.4	15.6
公 務	154	8	27	3.1	2.1	3.8

問2 中小零細企業における青少年の就労状況について問う。

答 勤労青少年の就業者は15才～19才が388万人、20才～24才が711万人であり、このうち雇用者は15才～19才が331万人、20才～24才が204万人となつて
いる。

これら勤労青少年の規模別就業状況は、15才～19才の勤労青少年については、300人未満の中小企業に194万人（57.8%）が就労している。このうち1人～29人規模の小零細事業所には105万人（30.9%）が就労している。

また、20才～24才の勤労青少年については、300人未満の中小企業に316万人（54.6%）が就労している。このうち1人～29人規模の小零細事業所には170万人（29.4%）が就労している。

なお勤労青少年の規模別分布は、全労働者の場合と類似しているが、どちらかといえば大規模事業所における割合がやや多い傾向にある。

(参考)

事業所規模別勤労青少年数 (昭和43年)

年 令 事業所規模別	実 数 (万人)		割 合 (%)	
	全労働者	15才~19才 20才~24才	全労働者	15才~19才 20才~24才
総 数	3,019	338 581	(100.0) 100.0	(11.2) 100.0 (19.2)
1人~ 9人	490	63 94	(100.0) 16.2	(12.9) 18.7 (19.2)
10人~ 29人	424	41 76	(100.0) 14.0	(9.7) 12.2 (17.9)
30人~ 99人	443	48 84	(100.0) 14.8	(10.8) 14.3 (19.0)
100人~ 299人	302	42 62	(100.0) 10.0	(13.9) 12.6 (20.5)
300人~ 999人	261	39 59	(100.0) 8.6	(14.9) 11.7 (22.6)
1000人以上	710	90 154	(100.0) 23.6	(12.7) 26.8 (21.7)
そ の 他	387	12 50	(100.0) 12.8	(3.1) 3.7 (12.9)

資料出所 総理府「就業構造基本調査」

(注) 万位で切捨てのため合計とは一致しない。

問3. 勤労青少年の賃金の状況について問う。

答 初任給をみると、労働省初任給調査によると、中卒者は、44年3月卒で20,684円であり、43年3月卒に比べると2,962円（16.7%）の上昇を示している。一方、高卒者では、44年3月卒で24,378円であり、3,329円（15.8%）の上昇となつている。

また、勤労青少年の賃金額は、定期給与額を43年総理府調査でみると、18才未満の平均は20,000円で前年に比して3,600円上昇しており、上昇率では22.0%（前年6.5%）となつている。

一方、18才～19才でも24,700円で、前年と比して4,100円の上昇で、20.0%（前年9.2%）の上昇率を示している。

(参 考)

(1) 新規学卒者の学歴別初任給

区 分		中 卒 者			高 卒 者		
		計	男	女	計	男	女
初任給円	44年3月卒	20,684	21,002	20,548	24,378	25,372	23,630
	43年3月卒	17,722	17,817	17,684	21,049	21,999	20,414
対昇前年上%	44年3月卒	16.7	17.9	16.2	15.8	15.3	15.8
	43年3月卒	14.2	15.0	13.9	13.2	14.6	12.7

資料出所 労働省「初任給調査」

注) 初任給額は中位数

(2) 勤労青少年の定期給与額の推移

区 分	定 期 給 与 額 (円)		対 前 年 上 昇 率 (%)	
	18才未満	18才～19才	18才未満	18才～19才
昭和38年	10,267	13,833	10.2	11.6
39	11,900	15,600	15.9	12.8
40	13,900	17,200	16.8	10.3
41	15,400	18,700	10.8	8.7
42	16,400	20,600	6.5	9.2
43	20,000	24,700	22.0	20.0

資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

問 4. 勤労青少年の労働市場における需給状況について問う。

答 近年における経済の高度成長を反映して雇用需要が著しく増大し、若年者に対する求人は急速に増加し、一方若年者の求職は減少しているため、労働力需給はひきしまり、若年労働力不足は著しいものがみられる。

特に 44 年 3 月新規学卒についてみると、求人倍率は、中卒者が 4.8 倍、高卒者が 5.7 倍と、求人超過となっており、充足率は 38 年 3 月卒では、中卒者 32.9 %、高卒者 34.1 %であつたものが、44 年 3 月卒は中卒者 19.3 %、高卒者 23.3 %と減少している。

(参 考)

(1) 新規学校卒業者の需給状況

(単位 千人)

年 次		求職申込数 A	求 人 数 B	就職件数 C	求人倍率 B/A(倍)	充 足 率 C/B(%)
中 学	昭和31年3月卒	517	510	375	1.0	73.7
	35	488	949	415	1.9	43.7
	40	448	1,668	413	3.7	24.7
	41	361	1,033	328	2.9	31.8
	42	316	1,088	290	3.4	26.7
	43	281	1,233	259	4.4	21.0
	44	246	1,179	228	4.8	19.3
高 校	昭和31年3月卒	459	361	231	0.8	63.9
	35	614	897	423	1.5	47.2
	40	632	2,212	551	3.5	24.9
	41	818	2,106	717	2.6	34.0
	42	842	2,571	731	3.1	28.4
	43	827	3,670	736	4.4	20.1
	44	775	4,418	688	5.7	15.6

資料出所 労働省「職業安定業務統計」

(注) 高校は全数分である。

(2) 新規学卒者の規模別充足率の推移

(%)

区 分		計	29人以下	30~99人	100~499人	500人以上
中 学 卒	昭和 38年3月卒	32.9	21.6	26.0	38.7	57.7
	39 "	25.3	17.9	17.9	26.3	43.8
	40 "	24.8	20.5	18.1	24.8	35.8
	41 "	31.8	29.0	26.6	32.1	39.4
	42 "	26.7	24.1	19.9	26.2	36.3
	43 "	21.0	20.2	14.9	19.5	29.2
	44 "	19.3	19.0	13.2	17.3	27.1
高 校 卒	昭和 38年3月卒	34.1	24.9	27.4	34.9	46.9
	39 "	24.3	16.4	18.7	22.9	34.0
	40 "	29.4	24.7	23.3	26.4	38.8
	41 "	43.6	39.3	37.8	43.1	51.0
	42 "	36.5	22.8	29.2	34.2	46.1
	43 "	27.7	28.3	23.5	25.5	32.3
	44 "	23.3	23.4	20.2	20.9	27.3

(資料出所) 労働省「職業安定業務統計」

$$\text{充足率} = \frac{\text{就職者数}}{\text{求人数}} \times 100$$

問 5 勤労青少年の離転職の状況について問う。

答 最近における若年労働力不足の本格化に伴い、就職機会の増大から新規学校卒業者の中には安易に職業を選ぶ者もあり、早期に離転職する者の割合は極めて高く、社会的にも大きな問題となつている。

失業保険被保険者に関するデーターをもとに労働省が44年6月に行なつた「新規学校卒業者の離職状況調査」によれば、41年3月に学校を卒業して就職した者では就職後の一年間に中卒23%、高卒26%の者が離職しており、就職後3年の間に中卒54%、高卒53%と実に半数以上の離職している状況にある。

(参 考)

1 昭和41年3月の中卒、高卒の離転職状況

区 分	中 卒	高 卒
1 年 後	2 3.4 %	2 5.7 %
2 年 後	1 7.5 %	1 5.8 %
3 年 後	1 2.6 %	1 1.5 %
計	5 3.5 %	5 3.0 %

2 新規学卒就職者の産業別離職状況 (就職后3年以内)

区 分	中 卒			高 卒		
	41年3月卒	42年3月卒	43年3月卒	41年3月卒	42年3月卒	43年3月卒
総 数	5 3.5 %	3 8.2 %	1 9.4 %	5 3.0 %	4 1.0 %	2 2.5 %
鉱 業	5 3.9	3 7.0	1 9.8	5 0.1	3 9.8	2 1.4
建 設 業	6 6.8	5 7.2	3 3.1	5 6.0	4 6.0	2 6.2
製 造 業	5 2.1	3 6.2	1 8.1	5 4.3	4 0.8	2 1.3
卸売・小売業	6 1.9	4 8.2	2 7.0	5 8.1	4 5.4	2 5.9
金融・保険 不 動 産 業	4 5.7	3 6.2	1 7.9	2 3.5	1 4.2	6.1
運輸通信業	4 8.3	3 4.6	1 7.4	5 8.6	5 0.5	3 4.0
電気・ガス 水 道 業	1 0.4	8.0	4.3	1 5.0	1 1.5	6.9
サービ業	5 0.2	3 7.0	2 0.5	5 4.6	4 2.1	2 3.2
そ の 他	8 5.8	7 6.8	6 6.6	9 1.6	8 8.5	8 0.7

(3) 事業所規模別離職状況 (就職後3年以内)

区 分	中 卒			高 卒		
	4 1年3月	4 2年3月	4 3年3月	4 1年3月	4 2年3月	4 3年3月
総 数	53.5 %	38.2 %	19.4 %	53.0 %	41.0 %	22.5 %
4 人 以 下	70.2	59.2	33.9	68.1	57.3	36.4
5 ~ 29人	59.0	44.9	24.9	61.7	50.7	30.5
30 ~ 99人	59.9	45.6	24.9	55.0	43.6	24.9
100 ~ 499人	55.4	40.2	21.0	52.6	40.5	22.5
500 ~ 999人	45.6	30.9	15.0	46.8	35.4	19.6
1,000人以上	39.8	24.7	11.5	36.2	27.8	15.0

(資料出所) 労働省労働市場センター調(44.6)

(注) 労働省労働市場センター業務室に記録されている失業保険期間
通算業務運営のための被保険者に関するデータから、昭和41
年3月、同42年3月、同43年3月新規学校卒業者で、失業
保険適用事業所に雇用され、新規に被保険者資格を取得した者
を対象に調査したものである。

問 6 勤労青少年の離転職による、事業所規模間の移動状況如何

答 勤労青少年の離転職は、1年以内に20%前後の者が離職しているが、それらの者が移動した先の事業者規模の状況を、労働省「雇用動向調査」(昭和41年)によつてみると、上向移動(離職した事業所の規模よりも再就職した事業所の規模が大きい場合)は再就職者全体の41.6%、平行移動(前職と再就職が同じ事業所規模の場合)は31.7%となつており、下向移動(再就職した事業所が前職の事業所の規模より小さい場合)は26.7%となつている。

(参 考)

転職者の事業所規模間移動状況

(%)

年度 \ 区分		計	上向移動	平行移動	下向移動
総 数	40年	100,0	35.8	34.5	29.7
	41	100,0	35.2	35.5	29.3
	42	100,0	39.8	33.8	26.4
	43	100,0	40.2	33.7	26.1
勤 青 少 年 (15~19才)	40	100,0	41.3	29.0	29.7
	41	100,0	41.6	31.7	26.7

資料出所 労働省「雇用動向調査」

問 7 勤労青少年の非行、家出の実態について問う。

答 警察庁の調べによると、少年非行の検挙人員は26年に第1次ピーク、39年に第2次ピークがみられ、前者のピークは、戦後の貧困による非行少年の増加とみられ、後者のピークは欧米型の繁栄した社会の中における増加とみられている。

また主要刑法犯少年の学職別状況をみると、学生30,149人に対して、勤労青少年は70,298人（全体の7割）となっている。

さらに家出少年の状況は、保護人員61,700人、家出の推計人員は168,200人とみられ、推計人員のうち勤労青少年が67%を占めているか。

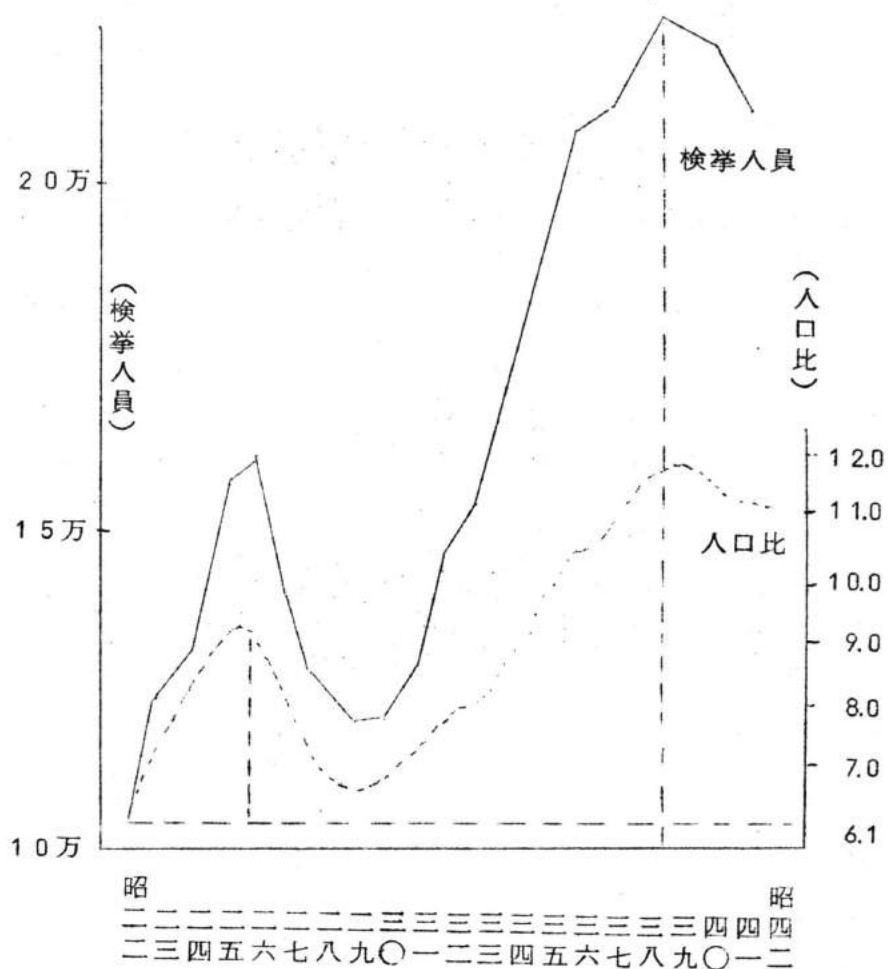
(参 考)

(1) 家出少年の保護および推計数

年 度	保 護 人 員	推 計 人 員	学 職 別			学 職 別 割 合	
			勤 労 青 少 年	学 生	学 生	勤 労 青 少 年	学 生
4 1 年	6 0, 3 1 1 人	1 6 5, 2 0 0 人	1 1 0, 7 0 0 人	5 4, 5 0 0 人		6 7 %	3 3 %
4 2 年	6 1, 8 3 2	1 6 9, 0 0 0	1 1 8, 3 0 0	5 0, 7 0 0		7 0	3 0
4 3 年	6 1, 7 0 0	1 6 8, 2 0 0	1 1 2, 7 0 0	5 5, 5 0 0		6 7	3 3

資料出所 警察庁調べ

(2) 少年非行（検挙人員）の年次別推移



(資料出所) 警察庁調べ

(3) 主要刑法犯少年の主な罪種別状況

(人)

項 目	計	凶 悪 犯	粗 暴 犯	窃 盗	知 能 犯	風 俗 犯	その他の 刑 法 犯
計	100,447 (100.0)	5,432 (5.4)	30,689 (30.6)	55,106 (54.9)	1,881 (1.9)	1,487 (1.5)	5,852 (5.8)
学 生	30,149 (100.0)	1,010 (3.4)	8,135 (27.0)	18,569 (61.6)	259 (0.9)	466 (1.5)	1,710 (5.7)
勤 労 青 少 年	70,298 (100.0)	4,422 (6.3)	22,554 (32.1)	36,537 (52.0)	1,622 (2.3)	1,021 (1.5)	4,142 (5.9)

資料出所：警察庁調べ
(42年調査)

注 凶悪犯＝殺人、強盗、放火、強姦
粗暴犯＝暴行、傷害、脅迫、恐かつ
知能犯＝詐欺、横領
風俗犯＝賭博、わいせつ

22 昭和45年度における勤労青少年福祉対策の内容及び予算
について問う。

昭和45年度において実施する勤労青少年福祉対策の内容

23 予算 勤労青少年福祉施策一般

1 勤労青少年福祉対策の計画的推進

勤労青少年福祉法を制定して勤労青少年福祉対策の基本方針を定め、勤労青少年が充実した職業生活を送り得るとともに、社会の職業人として成長できるようにするための措置を計画的に推進し、特に職業選択の促進をはかるための職業指導、労務をはかるほか、各関係機関機関の調整、福祉施設の拡充整備等をはかることとし、昭和45年度（予算額22億2,000万円（参考）表の項目2参照）

2 青少年に対する職業訓練の充実

勤労青少年が職業に必要な基礎的知識や知識を習得する機会を拡大するため、公共職業訓練施設の新設充実を図るとともに、職業内職業訓練の強化を図る。（予算額1億8,000万円（参考）表の項目2参照）

問8 昭和45年度における勤労青少年福祉対策の内容及び予算について問う。

答 昭和45年度において推進する勤労青少年福祉対策の内容及び予算は次のとおりである。

1. 勤労青少年福祉対策の計画的推進

勤労青少年福祉法を制定して勤労青少年福祉対策基本方針を定め、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人として成長できるようにするための措置を計画的に推進し、特に適職選択の促進をはかるための職業指導の充実をはかるほか、余暇の有効活用の促進、福祉施設の拡充整備等をはかることにしている。（予算額22億2千5百万円（参考）表の項目2参照）

2. 青少年に対する職業訓練の拡充

勤労青少年が職業に必要な基礎的技能や知識を習得する機会を拡大するため、公共職業訓練施設の整備充実を図るほか、事業内職業訓練の助成を強化する。（予算額106億4千7百万円（参考）表の項目2参照）

(参考)

勤 労 青 少 年 対 策 経 費

事 項	4 5 年 度 要 求 額	4 4 年 度 予 算 額	差 引 増 減	備 考
1. 本法案の内容に見合う経費				
職業指導等の充実経費	150,626 内失業保険 (834,23)	98,942 (54,842)	51,684 (28,581)	
余暇の有効活用の促進経費	15,592	9,481	6,111	
勤労青少年福祉施設の拡充	2,025,000 内失業保険 (1,840,500)	1,708,626 (1,570,500)	316,374 (270,000)	
整 備 費				
(勤労青少年ホーム設置費補助 勤労青少年センター設置費 勤労青少年体育施設設置費	184,500 (1,540,500) (300,000)	138,126 (1,390,500) (180,000)	46,374 (150,000) (120,000)	

その他指導等に要する経費	34,179	21,890	12,289
小 計	2,225,397 内失業保険 (1,923,923)	1,838,939 (1,625,342)	386,458 (298,581)
2. 勤労青少年の職業訓練等に要する経費	10,647,041 内失業保険 (8,230,466) 内労災保険 (117,329)	8,807,588 (6,753,056) (130,957)	1,839,453 (1,477,410) (△ 13,628)
合 計	12,872,438	10,646,527	2,225,911
一般会計	2,600,720	2,137,173	463,547
失業保険	10,154,389	8,378,397	1,775,992
労災保険	117,329	130,957	△ 13,628

問 9 現在勤労青少年に対する職業指導はどのように行なわれているか。

答 現在、公共職業安定所において新規学校卒業予定者で就職を希望する者に対して、その適性、能力、経験、技能の程度等に応じた職業選択を容易にするための雇用情報の提供、職業適性検査の実施等を行なうほか、就職後の職場適応を促進するための相談指導を行なっているところである。

また、新規学卒者以外の一般の青少年に対しても、必要に応じ適性検査を実施するとともに、公共職業安定所に年少就職者相談室を設けて、相談、指導を行なっている。

問 10 勤労青少年の安易な離転職を防止するため、労働省は従来どのような施策を講じてきたのか。

答 1. 若年労働力が不足している現状においては、一般に転職による上向移動が自然のなりゆきであるが、心身ともに成長過程にあり、十分な判断力をもたない青少年が安易に離転職をくりかえすことは、その過程で、あるいは職業に必要な技能習得の機会を失ない、あるいは非行に走る等よき職業人、社会人としての成長を阻害される例も少なくなく、社会問題としても憂慮すべき問題である。

2 労働省としては、かかる状況にかんがみ、勤労青少年の安易な離転職を防止し、職業生活への適応を図るため次の施策を講じている。

(1) 新規学校卒業者に対する職業指導の充実、適格紹介の推進並びに勤労青少年手帳の交付及び職業安定所への年少就職者相談員の配置による職場適応指導の強化

(2) 事業主に対する労働条件、環境の改善指導の強化。とくに問題の多い中小企業においては年少労働者福祉員による自主的改善活動の推進

(3) 全国主要都市における勤労青少年ホームの整備拡充及び

勤労青少年センター、勤労青少年体育施設等の設置

- (4) 勤労青少年の余暇活動の振興及び勤労青少年育成指導者の養成

問 1 1 青少年の離転職を重ねる過程での非行化を防止するための
対策如何

答 ご指摘のように、集団就職者等地方から都会に出て働く青少年の中には離転職を重ねる過程で非行化するおそれが多いが、これを防止し、勤労青少年をすこやかに成育させるためには、勤労青少年が希望と意欲をもつて、落ち着いて勤労に従事できるように配慮することが必要であると考える。

このため、本法案においては、

- 1 勤労青少年が適性、能力、希望にみあつた職業を選択することができるように職業指導を充実し、適切な指導を行ない、
- 2 就職後においても、勤労青少年の職場内外における不平や悩みの解決を容易にするため、職場の内外に相談員を配置し、
- 3 職業訓練の受講、定時制高校等への通学を奨励し、勤労青少年が技能、技術を身につけ職業に自信と誇りをもたせるようにし、
- 4 余暇の有効利用を活発化するため、勤労青少年の健全なクラブ活動を援助する等必要な措置を講じ、
- 5 さらに、勤労青少年の余暇活動、生活指導の拠点としての勤労青少年ホームの拡充整備を図り、

もつて、集団就職者をはじめとする勤労青少年の安易な離転職を未然に防止し、そのすこやかな成育を図るように努めることとしている。

問 1 2 年少者を風紀上有害な職場（パチンコ店など）に就職させないようにするための禁止措置はとれないか。

答 1. ご指摘のように心身の成長期にある年少者が、パチンコ店などの職場で働いていることは、種々問題があり望ましくないと考える。

2 これに対して、法制上年令制限を設けて就業を禁することはただちに困難であるが、勤労青少年の就職に関し適切な指導を行なうことにより、健全な職場への就職を促進し、また就職後も余暇の善用を指導する等によつて、未成年者が、健全な職場で明るく勤労していけるよう関係機関とも連練をとつて積極的に施策を講じてまいりたい。

問 13 勤労者少年のための寄宿舍の設備改善等についての労働省の施策を問う。

答 寄宿舍の問題については、労働組合からも改善についての要望意見が出されており、現在中央労働基準審議会の寄宿舍小委員会に検討をお願いしているところである。

寄宿舍の実態は千差万別であるので、寄宿舍小委員会のご希望もあり、労働省としては、昭和45年度予算案に寄宿舍の実態を調査するための経費を計上したところであり、この調査結果と審議会のご意見に基づいて検討を進めたいと考えている。

(参考)

1. 昭和45年度予算 3,072千円
2. 寄宿舍に関する労働組合(全総同盟)の要請書

青少年の職場あつせんならびに
福祉対策について要請書(抜粋)

記

- 6 寄宿舍制度の近代化と単身労働者住宅の建設促進

とくに繊維産業の勤務形態は、2 交替制度が大半のため、地方出身の若年労働者は、寄宿舍制度の中に私生活をおこなっているが、繊維産業の歴史の長さとともに寄宿舍の建物や、管理のあり方などの制度が、現在の労働者の意識に対応しきれない面を多く残している。

そのため、昭和26年より再三、再四、政府に陳情、請願している“第1種事業附属寄宿舍規程”の改正について、早急に審議会の審議を経て改正していただきたい。なお、寄宿舍施設実態調査の予算措置をされたい。あわせて、単身労働者住宅の建設、増設を促進していただきたい。

問 1 4 余暇の有効活用の前提となる労働時間の短縮についての
労働省の施策如何。

答 1. わが国の労働時間は、近年、中小企業を含め全体として改善の傾向にあり、個々の企業についてみると、近年の技術革新の進展、生産性の向上等を背景に労働時間短縮に積極的な企業もある。とくに最近では、大企業を中心に週休二日制や夏季休暇制度を採用する企業が増加してきている。

しかしながら、中小企業の労働時間は、大企業に比較して長く、両者の格差は漸時縮小の傾向にあるとはいえ、なおかなりの開きがみられる。

2 労働時間の短縮は、それが経済発展の段階に応じて適切に行なわれるならば、労働者の福祉の向上の見地から望ましいものであるが、大企業と中小企業等の間に格差が存在する現段階で、今直ちに一律に労働時間短縮を行なうことは困難である。

3. かかる現状にかんがみ、政府としては、大企業を中心として、すでに法定基準が確保されている産業、企業等については、労使の自主的協議により実情に即した労働時間の短縮が行なわれることを期待しつつ、他方、中小企業その他で、今

なお過長又は恒常的な長時間労働を行なっているものに対しては、法定基準確保のための監督を強化することとしている。このため、①交通事故防止上重要な自動車運転者の長時間労働の排除、②労働基準法第36条ただし書の有害業務の労働時間制限についての監督の強化、③重点的監督による工業的企業における女子、年少者の長時間労働の排除、深夜業の絶滅、④商業、サービス業に対する一せいで週休制、一せいで閉店制等の普及等による恒常的又は過長な労働時間の解消等の措置を講じてまいりたい。

4. なお、労働時間短縮に関する基本的問題については、労働時間問題が賃金水準、労働時間管理の慣行、さらには、一般市民の生活慣習等と密接な関係があるので、中央労働基準審議会等の場を通じ、慎重に検討して行くこととしている。

3. 週休制の状況

産業、企業規模および週休制の実施方法別事業所構成比率

〔規模30人以上〕

週休制の実 施方法 企業規模・産業	合 計	週 休 1日制	週 休 1日半制	週 休 二 日 制			その他の 週 休 制	週 休 制 な し
				計	完全週休 二 日 制	その他		
調 査 産 業 計	100.0	89.2	5.5	2.8	0.1	2.7	2.5	0.0

資料出所 労働省「賃金労働時間制度総合調査」(昭和43年)

問 15 青少年に対する職業訓練はどのようにおこなわれているか。

答 1. 職業訓練については職業訓練法（昭和 44 年法律第 64 号）に統一的に規定するところである。

同法においては、労働者がその職業生活の全期間を通じて、必要な段階に適切な職業訓練を受けることによつて、職業人として有為な労働者として成育することに資するため、種々の職業訓練が規定されている。青少年に対する職業訓練は、主としてこの段階的な職業訓練体系中、最初の段階に位置する養成訓練として行なわれる。ちなみに、養成訓練とは、労働者に対し、職業に必要な基礎的な技能や知識を習得させることによつて、技能労働者としての能力を養成するために行なう訓練をいうものである。

養成訓練は、都道府県、雇用促進事業団等の設置する専修職業訓練校及び高等職業訓練校と都道府県知事の認定をうけた事業主、事業主団体等とで行なわれている。

養成訓練は専修訓練課程及び高等訓練課程として行なわれる。専修訓練課程は、中卒 1 年、高卒 6 ヶ月～1 年の訓練期間を有し、156 の訓練科が設けられており、高等訓練課程

は中卒2～3年高卒1～2年の訓練期間を有し、146の訓練科が設けられている。

2 これらの職業訓練の実施状況は次のとおりである。

(1) 都道府県、雇用促進事業団等において行なわれるもの

専修訓練課程については、都道府県立及び市町村立の専修職業訓練校において、また高等訓練課程については、雇用促進事業団立、都道府県立及び市町村立の高等職業訓練校において訓練が行なわれており、昭和45年度においては、全国合計420校において53,740人の訓練生を対象として行なり計画となつている。

(2) 事業主等の行なり認定職業訓練

事業主及び事業主団体等において訓練が行なわれており、昭和44年4月末現在では、高等訓練課程について59,927事業場、83,643人の訓練生を対象として行なわれた。

問 1 6 青少年に対する養成訓練の拡充について政府の基本方針を問う。

答 1. 青少年に対する養成訓練の拡充については、職業訓練の基幹的部門を占めるものであり、従来から重点的に行なつてきたところである。今後における労働経済の変化、技術革新の進展等に対処するためには、職業訓練の社会慣行化を図ることが必要であるが、このため、公共職業訓練施設の整備を図る一方、事業主、職業訓練法人等の行なう認定職業訓練を重点的に拡大実施していく所存である。

2. 公共職業訓練施設における職業訓練の充実強化のために、昭和 4 5 年度においては、都道府県立専修職業訓練校 5 校 1 0 訓練科の新設及び 2 3 訓練科の増設、雇用促進事業団立高等職業訓練校 5 校 1 3 訓練科の新設及び 2 4 訓練科の増設、都道府県立高等職業訓練校 1 0 訓練科の新設を図ることとしている。

3. また、事業主等の行なう職業訓練の援助としては、公共職業訓練施設において指導員の派遣、認定職業訓練の一部受託実施、施設の使用使益の供与等を行なうとともに、中小企業については、特にその経済的な負担能力等を考慮して、補助金の交付、資金の低利融通等の措置を講じている。

(参考)

- (1) 養成訓練に係る認定職業訓練を共同して行なう職業訓練法人等事業主の団体に対しては、職業訓練の実施に必要な経費（運営費）の一部を補助している。（都道府県同額補助）

	昭和44年度	昭和45年度
国の予算額	258,000千円	393,200千円 ¹
対象人員	86,000人	99,000人
訓練生1人当たり補助額 指定	3,200千円	4,300千円
その他	2,400	3,000
国の補助率	1/4	1/4

- (2) 地方公共団体が認定職業訓練を共同して行なうために使用させる施設を設置する場合及び職業訓練法人が共同職業訓練施設を設置する場合等に、その設置に要する経費の一部を補助している。（都道府県同額補助）

	昭和44年度	昭和45年度
国の予算額	37,500 千円	62,500 千円
対象施設数	15 (地方公共団体設置)	25 (地方公共団体設置 15 職業訓練法人設置 10)
1施設当たり補助額	2,500 千円	2,500 千円
国の補助率	1/4	1/4

- (3) 地方公共団体又は職業訓練法人がその設置する(2)の施設において職業訓練用に必要な機械等を講入する場合、昭和45年度から新たにその講入に必要な経費の一部を補助することとしている。(都道府県同額補助)

	昭和44年度	昭和45年度
国の予算額	—	155,500 千円
対象施設数	—	80 地方公共団体設置 30 職業訓練法人 50
1訓練科当たり補助額	—	500 千円
補助率	—	1/4

- (4) 中小企業の事業主又はその法人である団体が職業訓練施設を

設置する場合、その設置に要する資金の融資を行なっている。

	昭和44年度	昭和45年度
融資総額	400,000千円	400,000千円
1件あたり融資限度額		
事業所	7,000千円	(未定)
団体(法人)	10,500千円	(未定)
融資率	90%	90%

問 17 公共施設、娯楽施設の利用料金について勤労青少年の割引制度を実施できないか。

答 おたずねの点については、同一年令層にある学生が、いわゆる学生割引の恩恵を受けていること等にかんがみ、勤労青少年についても、利用料金の割引制度が実施できることは望ましいことと考える。

これまでに勤労青少年の帰省のための国鉄、私鉄運賃の割引が実現されており、また現在開かれている万国博見学のための国鉄運賃、入場料金の割引についても高校生並みの割引を実施されることとなつているが、さらに公共施設、娯楽施設の利用料金の割引制度の実現についても、ご要望の趣旨にそつうよう検討を重ねてまいりたい。

問 18 有害出版物、俗悪広告物から勤労青少年を守る必要があると思うが、労相の見解如何。

答 ご指摘の件については、勤労青少年はもとより一般青少年の福祉の面からも好ましくないことと考える。

このため、労働省としましては、勤労青少年の非行防止等福祉の面から各婦人少年室の開催する各種会合等において好ましくない出版物、広告物の排除等に関する広報啓もうに努めている。

なお、一般青少年との関連から、総理府青少年対策本部において社会環境浄化運動の一環として俗悪広告追放対策の推進を行なっており、労働省も参加し積極的に対策を講じている。

問 19 勤労青少年の健全育成という立場からは、その思想面についても十分に配慮する必要があると思うが、労相の見解如何。

答 青少年は、心身の形成期にあたり、精神的にも動揺しているので、都市化の進展、疎外感、世代の隔絶等の影響を受け、最近の情勢として、ややもすれば軽薄な行動に走りやすく職業観も安易に流れやすい。したがって、その健全な成育を図るためには、ご指摘の点について十分に留意していく必要がある。

勤労青少年の健全な育成を図るためには、職業指導、職業訓練の機会、事業場内及び勤労青少年ホームにおける指導、相談、健全な男女の交際、レクリエーション等のあらゆる機会において勤労青少年の勤労に従事する者としての自覚を促すとともに、充実した職業生活を営むことができるよう配慮いたしたい。

問 20 勤労青少年ホームの設置状況及び今後の設置計画如何。

また、配置が全国的にみると偏在している感があるが、労相の所見を問う。

答 1. ご承知のように勤労青少年ホームは、勤労青少年が日々の余暇を利用し、憩い、教養等健全な余暇活動の場を与える施設である。この勤労青少年ホームは、現在、全国で110ヶ所設置されており、45年度は更に31ヶ所の設置を予定しているが、今後さらに増設を図つてまいりたい。

2. ご指摘のように現在の設置状況を地域的にみると不均衡の点がみられる。これは勤労青少年ホームが設置主体の申請をまつて補助を行なう建て前になつていたためでもあるが、今後、本法成立の上は、勤労青少年の分布、地域の特殊性等を考慮にいれ、より計画的に設置をすすめ、全国的に均衡のとれたものとなるよう努めてまいりたい。

3. さらに、勤労青少年ホームの機能を十分に発揮させるため、本法案において各ホームに勤労青少年ホーム指導員をおくこととしており、その資質の向上を図ること等により、ホームの運営の充実に努めてまいりたい。

(参考)

1. 年度別設置状況

年 度	3 2	3 3	3 4	3 5	3 6	3 7	3 8	3 9	4 0	4 1	4 2	4 3	4 4	計	4 5
設置数	1	0	1	2	2	4	4	8	11	18	18	17	24	110	31 (予定)

2. 都道府県別設置状況 (45年度設置予定を含む)

設置数	都 道 府 県 名	県数
12ヶ所	北海道	1県
9	新潟	1
8	大阪、静岡	2
6	秋田、愛知	2
5	栃木、富山、兵庫	3
4	岩手、宮城、茨城、埼玉、千葉、三重、和歌山、岡山、広島、宮崎	10
3	青森、山形、石川、岐阜	4
2	福島、群馬、長野、滋賀、京都、島根、愛媛、福岡、	8
1	神奈川、福井、奈良、山口、徳島、佐賀、熊本、大分、鹿児島	9
0	東京、山梨、鳥取、香川、高知、長崎	6

3. ブロック別設置状況（45年度設置予定を含む）

北海道・東北	関東甲信越	北	陸	東	海	近	畿	中国・四国	九	州	計
カ所 34	カ所 31	カ所 9	カ所 21	カ所 22	カ所 14	カ所 10	カ所 141	カ所 10	カ所 141	カ所 141	

問 2 1 勤労青少年ホームは、小規模でも多数配置することが必要であると思うが労相の見解如何。

また勤労青少年がホームを利用しやすくするために、事業主に対してどのような措置を講じているか。

答 勤労青少年ホームは、日々の余暇活動の拠点、生活指導の拠点であるので、勤労青少年が手軽に利用できる場所に設置されることが望ましい。このため、今後とも勤労青少年の分布、地域の特殊性等を考慮にいれ、一層その設置に努めていくこととしたい。

また勤労青少年がホームを有効に利用できるよう、運営及び施設設備等に配慮するとともに、利用についてとくに事業主の理解をうながすことが重要であると考えている。

このためホームに設置されている運営委員会へ事業主代表を加えたり、ホームで主催する事業主懇談会等を通じ、事業主に対する理解を深めるよう広報活動に力を入れる等、今後一層強力にPRに努力したい。

問 2 2 勤労青少年ホームの利用状況如何

答 昭和 4 3 年度における利用人員は、1 ホーム当り年間

3 2, 1 2 4 人で、利用種別にみると、ホーム主催の各種教養講座、勤労青少年クラブによる団体利用 及び 勤 労 青 少年の個別利用に分けられる。そのうち、個別利用が全体の 7 割を占め、その利用施設の主なものは、体育室、娯楽談話室である。

(参考)

1. 勤労青少年ホームの利用状況(43年実績)

区 分	総 人 員	1 ホーム年 間平均人員	1 ホーム1ケ 月平均人員	1 ホーム1 日平均人員
利用者数	人 2,120,225	人 32,124	人 2,677	人 107

(注) 66ホーム分である。

2. ホームを利用しているグループ数

約1,100グループ

3. 利用者の分類

(1) ホーム主催行事への参加(17.0%)

主なものは、教養、手芸、音楽、絵画教室及び
各種大会等

(2) グループによるもの(14.7%)

主なグループは、スポーツ、料理、茶、花等

(3) 個別によるもの(68.3%)

4. 主な利用施設の状況

区 分	個別利用 総 数	体 育 室	娯楽談話室	音 楽 室	図 書 室	そ の 他
利用者数(人)	21,947	7,926	6,721	2,292	2,246	2,762
利 用 率(%)	100	36.2	30.6	10.4	10.2	12.6

問 2 3 勤労青少年ホームに花畑、菜園等自然に親しむ施設を備えられないか。

答 勤労青少年ホームは、勤労青少年が都市生活や単純労働において損われがちな人間性を回復するための憩い、軽いスポーツ、仲間作りをするための施設であるが、この他生花、お茶、料理等文化教養を通じてその情操を豊かにするための機会も提供している。ご趣旨の花畑、菜園等をホームの附属施設として備えることは、勤労青少年が自然に親しむ機会を与えるとともに勤労青少年がホームに一層の愛着を覚え、情緒豊かな心を持つことに役立つ有意義なことと思われるので、さつそく勤労青少年ホームの事業等に取り入れるよう指導してまいりたい。

〔法案制定の経緯等〕

第2.4 政府が本案を国会へ提出するまでの経緯について問う

第1 心身の健康 法案制定の経緯等 対しては、特別の配慮をする必要があるが、特に近年の急速な社会経済の変遷は、青少年の生活に大きな変化をもたらし、資金財の労働環境の改善がみられる反面、投資革新や都市化の進展等により、青少年が環境に適合できず、安全な環境中で生活が困難化する時、労働環境としてあらたな観点から対応すべき問題が生じてきたのである。

2 青少年の福祉に関する法案は、従来、労働基準法、雇用促進法、職業安定法、職業訓練法等の労働関係法の体系の中でそれぞれとりあげられ、その他、国及び地方公共団体の行政上財政上の施設として施設の整備が講じられてきたが、このような事態に対処するには十分でなかった。

3 上記の考えを平衡にかんがみ、昭和23年8月5日青少年労働関係法から労働大臣あてに「今後における青少年労働環境について」建議がなされた。この建議は労働環境が青少年にわたって健康環境の基を築いたものであり、それに基づいて

〔法律制定の経緯等〕

問 2 4 政府が本法案を国会へ提出するまでの経緯について問う。

答 1. 心身の成長期に職業につく勤労青少年に対しては、特別の配慮をする必要があるが、特に近年の急速な社会経済の変動は、勤労青少年の生活に大きな変化をもたらし、賃金等の労働条件の改善がみられる反面、技術革新や都市化の進展等により、勤労青少年が職場に適応できず、安易な離転職や非行が増加する等、労働対策としてあらたな観点から対処すべき問題が生じてきたのである。

2 勤労青少年の福祉に関する施策は、従来、労働基準法、雇用対策法、職業安定法、職業訓練法等の労働関係法の体系の中でそれぞれとりあげられ、その他、国及び地方公共団体の行政上財政上の措置として諸般の施策が講じられてきたが、このような事態に対処するには十分でなかつた。

3. このような実情にかんがみ、昭和 43 年 8 月 5 日婦人少年問題審議会から労働大臣あてに「今後における勤労青少年対策について」建議がなされた。この建議は同審議会が 2 年有余にわたつて慎重審議の末なされたものであり、これに対して

各方面から施策の具体化の早期実現を期待する意向が示された。

5. 労働省においては、同建議の趣旨を尊重し、本年2月13日、「勤労青少年福祉法案大綱」案をとりまとめ、これについて、労働大臣が婦人少年問題審議会に諮問した。
6. 同審議会においては、総会2回のほか、専門部会である年少労働部会を4回開催し、委員各位による慎重かつ熱心な検討が行なわれた結果、3月2日労働大臣あて本大綱は「現下の急務である勤労青少年の福祉の増進に関して、積極的に施策を講じようとする意欲を示したものであり、かつ、今後における勤労青少年対策に関する建議の趣旨に沿ったものである」として、おおむね妥当とする旨の答申が行なわれ、併せて立法及び施行上留意すべきいくつかの問題点が指摘された。政府としては同答申に盛りられたご意見を全面的に尊重して法案を作成した。

(注) 婦人少年問題審議会答申案については、全委員一致の了承を得た。

問 2 5 本法案に対する事業主団体等の意見について問う。

答 事業主団体等からの意見は、特に表明されてはいないが、婦人少年問題審議会の年少労働部会において、日経連、中小企業団体中央会及び全国商店街連合会出身の使用者側委員から次のような意見が出されている。

1. 勤労青少年の福祉対策は、あくまで本人の自らの努力を前提とすべきであり、過保護におちいらぬよう留意すべきであること
2. 勤労青少年福祉対策基本方針を策定するにあつては、画一主義とならないよう留意すべきであること
3. 勤労青少年の日は単に青少年が休息するというだけでなく、積極的かつ意義ある日とすべきであること
4. 職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する事業主の時間の配慮に関しては、事業主にのみ責任を課すのではなく、教育訓練施設の拡充、運営の改善等事業主の責任が円滑に果たし得るようにすべきであり、また対象となる学校の範囲をむやみに拡大することは、事業の正常な運営を阻害することとなる場合も予想されるので慎重に取扱うべきであること。
5. 勤労青少年福祉推進者の選任事業場の範囲を定めるにあた

つては、中小企業等の実態を考慮して慎重になすべきであること
こと

との意見が示された。

(注1) 年少労働部会使用者側委員

小 山 欣 爾 (三越(株)本部取締役総務部長)

佐 竹 等 (全日本既制服製造工業組合
連合会専務理事)

並 木 貞 人 (全日本商店街連合会副会長)

(注2)「勤労青少年福祉法案の大綱に関する婦人少年問題審議会
の答申」の原案には、使用者側委員全員が賛成した。

問 2 6 本法案に対する労働組合等の意見について問う。

答 本法案に対する労働組合の意見は、正式には表明されていないが、婦人少年問題審議会の年少労働部会の審議の過程において総評、同盟、中立労連の各組合を代表する委員から意見が出されている。その主な論点は、

1. 本法案は、内容的には不十分な点もあるが、勤労青少年の福祉対策を一步前進させるものであり、かつ基本的には、
「今後における勤労青少年対策について」の建議の趣旨を実現するものとして積極的に法律制定を推進したい。
 2. 勤労青少年福祉法案の目的は、労働力確保の観点からではなく、勤労青少年の側からその福祉の増進を図るものとすべきであること
 3. 勤労青少年福祉対策を充実するため思いきつた財源措置を講ずべきであること
- 等である。

(注) 年少労働部会労働者側委員

上 之 純 顕 (全日本食品労働組合連合会書記長)

安 恒 良 一 (日本労働組合総評議会政治福祉局
長)

吉 原 幸 雄 (日本労働組合総同盟副書記長兼組
織局長)

問 27 本法案に対する都道府県等の意見について問う。

答 都道府県等の意見は、10 都道府県議会議長会議から表明
(昭和45年2月4日付)されているが、その内容は、

「政府におかれては、国民の間に働く青少年の福祉について
の関心と理解を深め、有為な職業人としての成長を促すため
「勤労青少年の日」を設定し、更に、青少年に職業知識と技能
を習得させ、希望と意欲をもつて勤労できるよう職業指導の強
化、職場環境の整備、職場外活動の充実等各般の施策を強力に
実施するとともに、勤労青少年対策の総合的な推進をはかるた
め、勤労青少年福祉法をすみやかに制定せられるよう強の要望
する。」

との意見である。

(注) 10 都道府県議長会のメンバーは、北海道、東京、神奈
川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡及び広島各都
道府県議会の議長である。

問 28 本法案に対する新聞論調について問う。

答 本法案に対する新聞論調は、読売新聞が昭和45年3月4日付社説で次のように述べている。

1. 「法案大綱は全部で11項目あるが、そのうち勤労青少年の福祉増進に近い関係をもつものは、①公共職業安定所に勤労青少年のための相談員を置くこと。②職場にも相談、指導、レクリエーション担当の福祉推進者を置くこと。③事業主は職業訓練の受講や定時制高等学校等への通学のための時間確保を配慮すること。④市町村は勤労青少年ホームの設置に努めること。⑤「勤労青少年の日」を定めること等の項目と思われる。」

とし、「勤労青少年を20才未満とすれば400万人近い青少年が法の恩恵にあづかるわけだが、とりわけ義務教育を終えてすぐ中小企業に就職した年少労働者の福祉が増進されるものと期待される。」としている。

2. 又、本法案が「事業主に定時制高校に通学するための時間を確保する配慮を義務づけようとしているのは大賛成である」としている。
3. 公共職業安定所に相談員を置くことについては、「異論は

ないが、その相談員が安定所を経由して就職した勤労青少年だけを対象として業務を行なうのであれば片手落である。

法の施行を機会に相談員の機能をひろげ、年少労働者全体に相談の窓口を開く配慮を求む」としている。

4. 勤労青少年ホームについては、「地域的な偏在が目立つ」、「今後は、勤労青少年の集中する大都市への設置を考えなければならない」とし、また「ホームは中小企業に働く青少年だけに限定されていることも問題である。地域によつては農業などの青少年にも門戸を開いてほしい。」としている。

問 29 婦人少年問題審議会が昭和 43 年 8 月に行なつた「今後における勤労青少年対策について」の建議のうち、本法案に盛られていない事項を指摘し、その盛られていない理由を説明されたい。

答 1. 昭和 43 年 8 月 5 日労働大臣あて行なわれた建議の内容で本法案に直接盛られていない事項は次のとおりである。

(1) 生活設計資金共済制度の創設に関する事項

(2) 勤労青少年育成のための諸事業を実施推進する団体の設立に関する事項

2 これらはいずれも建議において検討かたを要望されたものであるが、非常に技術的な性格をもつものであるので、基本法的性格をもつ本法案の体系にはとり入れなかつたが、勤労青少年の福祉の増進に関する重要な事項であるので、今後も検討を続けてまいりたい。

問 30 諸外国における勤労青少年の福祉に関する法制はどうなっているか。(諸外国にも勤労青少年福祉法はあるか。)

答 欧米主要国における勤労青少年の福祉のための法制は、年少労働者の保護を中心とするものが主であり、職業指導、職業訓練等のサービスを行なう制度も一般の労働法制の中で規定されているのが通例であり、勤労青少年のみを対象とした本法案に類似する法制は、入手した資料の範囲では諸外国にみられない。

(参考)

1 諸外国の法制

(1) 西ドイツ

年少労働者保護法——最低年令、就業制限、労働時間、休けい、深夜労働、日曜日及び祝祭日の労働、並びに健康診断等について特別の就業条件を規定している。

職業紹介、失業保険法—職業紹介及び職業指導等について規定している。

(2) アメリカ

公正労働基準法 — 最低年令、労働時間、深夜業、就業制限等について特別の就業条件を規定している。

経済機会法 ——— すべての者に教育・訓練の機会、就業機会及び品位と尊厳を保ちつつ生活する機会を与えることにより貧困を追放することを国の政策とすることを宣言した基本法である。

(3) イギリス

工場法 ——— 最低年令、労働時間、休けい、日曜及び祝祭日の就業、深夜業、健康診断、就業制限等について特別の就業条件を規定している。

雇用及び訓練法 — 訓練講習会及びこれを行なう施設等について規定している。

2 西ドイツ「年少労働保護法」(抄)(1960年8月)

第一章 総則

第二章 児童労働

第三章 少年の労働時間

第四章 使用の禁止及び制限

第五章 使用者のその他の義務

第六章 健康管理

第七章 この法律の実施

第八章 犯罪及び秩序違反 等

第 2 条 2 項（少年の概念） この法律で少年とは、まだ 18 才に満たないその他のすべての者をいう。

第 13 条（実業補習学校）（1）使用者は、少年に法定の実業補習学校就学義務を履行するのに必要な時間を与えなければならない。9 時前に始まる授業の前に少年を使用してはならない。授業時間が、休けい時間を含めて 6 時間以上に上る実業補習学校日には、少年を労働から完全に解放しなければならない。

（2）実業補習学校における授業時間は、休けい時間を含めて、労働時間に通算される。

（3）実業補習学校に出席することによつて賃金上の不利益を生ぜしめてはならない。

（4）前三項の規定は、18 才以上の者で、なお実業補習学校就学義務のある者に、これを準用する。

第 38 条（出来高作業及び流れ作業）（1）児童及び少年を

次の各号の作業に使用することは、これを禁止する。

① 出来高作業その他の作業にあつて、作業速度を高めることによつて、より高い報酬が得られるもの。

② 所定の作業速度による流れ作業

(2) 監督官庁は、作業の性質及び作業速度が少年の健康又は肉体的若しくは精神的發育を阻害するおそれがないと認めるときは、16才以上の少年については、前項の規定の例外を許可することができる。

第40条 健康及び労働力の保持に対する配慮

(1) 児童及び少年を使用する者は、機械、作業用具及び器具を含む作業場を設置し及び維持するに当り、並びに就業を規制するに当つては、少年等の生命、健康及び風紀を保護するために必要な予防手段及び措置を講じなければならない。

(2) 連邦労働大臣は、前行の規定の施行に関し、一定の種類 of 作業場において又は一定の作業場について如何なる予防手段及び措置を講じなければならないかを定める権限を有する。

第41条 (危険に関する教示) 略

第42条 (家庭) 少年等が使用者の家庭に収容されている

場合には、使用者は、これに風紀上及び健康上の見地から見て申し分のない相当な居室、充分にして、健康的な食事を提供するとともに、疾病にかかった際には、社会保険運営主体が給付しない限りにおいて、使用関係の終了するまで、6週間以内を限度として、必要な看護及び医療を給付しなければならない。

第6章 健康管理

第46条(1) 医師の診断は、健康状態、発育状態及び体質にわたり、再診はそのほか当該業務の当該少年の健康及び発育に及ぼす影響にわたつて行なわれなければならない。

(3) 診断の結果の要点を親、後見人に文書で通知、使用者向けの診断書を発給（作業によつて健康が害されていると認めたものを記入しなければならない。）

第7章3節 年少労働保護委員会

- (1) 州政府が指定する最高州官庁に置かれるもの。
- (2) 構成 使用者団体代表、労働者団体代表各3～5人、州労働局、州青年局、州保険主務官庁代表各1人、医師1人、実業補修学校教師1人、州青少年団体1名（うち2名は婦人でなければならない）

(3) 任務 法の解釈及び内容に関する啓もう。

問 3 1 勤労青少年の福祉に関する I L O の勧告等はどのようなものであるか。

答 1. I L O (国際労働機構) は、労働者の福祉の実現を図るため、労働生活のあらゆる分野について数多くの基準を採択しているが、なかんずく成長過程にある年少者については、最低年令を定め、労働時間、休日等労働条件の面で特別の基準を定めるとともに、その福祉を積極的に実現するため職業指導、職業訓練、余暇利用等についても特別の基準を採択している。

◎ 職業指導に関する勧告 (1 9 4 9 年第 8 7 号)

① 職業指導の主目的は、個々の年少者に対し、国内労働力資源のもつとも効果的開発に十分な注意を払うとともに、人格を向上し、労働から満足感を得る十分な機会を与えることにあること。

② 公共職業指導機関の拡充と有資格の職業指導員の配置及び訓練が必要であること。

等を強調するとともに、職業指導の原則及び方法について基本的基準を定めている。

◎ 職業訓練に関する勧告 (1 9 6 2 年第 1 1 7 号)

職業訓練に関する理念、内容等について新たな方向を示すとともに、職業訓練の総合的基準を定めているが、特に年少者については、

- ① 訓練は、年少者の個性を伸ばすようにすべきであること。
- ② 訓練を受ける年少者の労働条件が満足すべき状態におかれるとともに、訓練中の年少者の行なう労働が本質的に教育的性格をもつものであるように適当な措置を講ずべきであること。
- ③ 就職前の年少者に対して行なう職業準備（職業教育、訓練、指導）は、年少者の年令に適した一般的及び実際的な指導を含むべきこと。
- ④ 職業訓練を実施できない企業は、必要に応じ、共同職業訓練を実施する等の措置を通じて、雇用している者の職業能力の開発向上に努めるべきであること。
- ⑤ 他の職業訓練を受けていないすべての年少者については、18才に達するまで、賃金を失うことなく労働時間中労働を免除して、その従事する職業に関連する一層高度の一般教育及び技術的知識を与えるための補足訓練課程を受けさせるべきである。

等を強調している。

◎ 労働者の余暇利用施設の発達に関する勧告（１９２４年第
２１号）

近代産業における極めて専門化した状態下で働く年少者の
自発心、向上心を促し、心身の健康、体力の増進を図るため
の施設の拡充整備、専門的指導者の配置等福祉施設及び利用
に関する原則、基準を示している。

I 各 論

〔法案一般〕

II 各 論

第32 本章題のねらいについて開く。

法 案 一 般

第1 近年の急速な社会経済の発展は、青少年の職業生活にも大きな変化をもたらし、初任給を中心とした賃金等労働条件の面では改善がみられる反面、技術革新や都市化の進展等により勤労青少年の職業不適応現象の増加等対策として種々の観点から対応すべき問題が生じている。

このような状況にあるので、勤労青少年が有為な職業人として成長するためには、勤労青少年みずからの自覚と努力とともに行政施策の面で勤労青少年に対して適切な配慮をする必要がある。

2 勤労青少年の福祉に関する法案は、就業、労働基準法、雇用安定法、職業安定法、職業訓練法等の労働法体系の中でそれぞれとりあげられ、その対象及び地方公共団体の行政上又は財政上の措置として掲げられているが、就業促進の州等の有職的進めいを通じて、さらに国や地方公共団体が勤労

Ⅱ 各 論

〔法案一般〕

問 3 2 本法案のねらいについて問う。

答 1. 近年の急速な社会経済の変動は、青少年の職業生活にも大きな変化をもたらし、初任給を中心とした賃金等労働条件の面では改善がみられる反面、技術革新や都市化の進展等により勤労青少年の職場不適応現象の増加等労働対策として新たな観点から対処すべき問題が生じている。

このような状況にあるので、勤労青少年が有為な職業人として成育するためには、勤労青少年みずからの自覚と努力とともに行政施策の面で勤労青少年に対して特別の配慮をする必要がある。

2 勤労青少年の福祉に関する施策は、従来、労働基準法、雇用対策法、職業安定法、職業訓練法等の労働法体系の中でそれぞれとりあげられ、その他国及び地方公共団体の行政上又は財政上の措置として講じられてきているが、関係施策の相互の有機的な連けいを確保し、さらに国や地方公共団体が勤労

青少年問題についていかなる方針で対処すべきかについての指針を明確にすることが上記の事態に対処するために必要である。

3. 本法案は、こうした事態に対処し、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成育することを推進し、勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的としている。

問 3 3 本法案の性格を問う。

答 本法案は、全体的に勤労青少年の生活すべてにわたる基本法ではないが、第1条から第4条までの規定にみられるように、およそ勤労青少年の職業生活にかかる福祉に関する限り、その理念及び指導精神においては、基本法的たろうとするものである。

しかしながら、勤労青少年にかかる労働条件の保障、雇用機会
の保障及び職業訓練機会の保障等を含めた基本法として、
そのもとに労働基準法、雇用対策法、職業安定法、職業訓練
法等の労働関係法律が体系化されるという性質のものではな
く、あくまで、これらの法律と相まつて、職業指導の充実、
職業訓練の奨励、福祉施設の設置等を計画的に推進すること
により勤労青少年の福祉の増進を図ろうとするものである。

問 3 4 本法案は、福祉法と銘うちながらその基本的な考え方は、企業の若年労働力確保を容易にすることにあるのではないか。

答 本法案は、最近における勤労青少年をとりまく諸問題に対処して、勤労青少年福祉対策を総合的、計画的にすすめようとするものである。

すなわち、勤労青少年について職業指導の充実、職業訓練の奨励、余暇活動の振興、福祉施設の充実整備などを行なつて、勤労青少年の職場内外の生活の充実をはかり、これによつて勤労青少年がすこやかに成育し、希望と意欲をもつて勤労に従事し得るようにするものであつて、その基本的な考え方は若年労働力確保のためでなく、勤労青少年自身の幸福の増進をはかるためのものである。

問 3 5 勤労青少年対策については、現行法によつてそれぞれ措置されているが、さらに本法を制定しようとする理由は何か。

- 答 1. 近年の急速な社会経済の変動のなかで、勤労青少年については、賃金等の労働条件の面ではかなりの改善がすすんでいるが、一方、技術革新や都市化の進展、社会構造の著るしい変化等により、勤労青少年が職場に適応できず、安易に離転職をくりかえし、ひいては非行に走る等の問題が生じている。
- 2 勤労青少年の福祉に関する施策は、従来、労働基準法、雇用対策法、職業安定法、職業訓練法等に基づいて、それぞれ対策を講じてきているが、このような新たな事態に対処し、勤労青少年のすこやかな成育を図るという観点からは、なお十分とはいえず、勤労青少年が心身ともに立派な社会人、職業人として成育し得るような環境づくりについて、事業主、国及び地方公共団体の社会的責任を明らかにするとともに、具体的な施策を総合的計画的にすすめるために新たな立法措置を講ずることが必要である。

問 3 6 本法案は勤労青少年の健全な成長に如何に役立つか。

答 青少年については、その生活のすべてにわたつて健やかな成長を図ることが肝要であり、政府は、学校教育、社会教育、社会福祉等各般の分野において施策の推進に努めている。

しかし、勤労青少年については、特に、雇用されているという点において一般青少年と異なる問題があるので、これらの問題に十分対処した特別な施策を講ずる必要がある。このため、本法案を制定し、勤労青少年の福祉の増進を図ることにより、その健全な成長に寄与せんと考えている。

問37 本法の制定によつて中小企業に働く青少年の福祉は、如何に前進することとなるのか。

答1. 中小企業に働く青少年の福祉向上の問題は、基本的には総合的中小企業振興対策による協業化、設備の近代化等を通じて生産性の向上を図るとともに、労働対策の面でもこれを援助する必要がある。

2. 本法案においては、労働大臣が勤労青少年福祉対策基本方針を定め、そのなかで、中小企業に働く勤労青少年の職業生活の実態を考慮して、必要な施策を体系的、計画的に推進することとしている。これにより、職場適応指導の強化、事業内職業訓練の振興に努めるとともに、労働条件及び労務管理の改善、余暇活動の振興、福祉施設の充実等を図り、これらを通じて中小企業が青少年にとつて魅力ある職場となるよう努めて参りたい。

問 38 本法案は、勤労青少年の福祉を増進するためには内容が不十分ではないか。

答 本法案は、勤労青少年の全生活にわたる福祉の増進を図ろうとするものではなく、その職業生活を中心とする労働の面からの成育を図るための各種の措置を規定したものである。

すなわち勤労青少年の福祉の向上は本法案によるほか、労働基準法、雇用対策法等の労働関係法及び職業安定法、職業訓練法、その他学校教育、社会教育、社会福祉関係の法律と相まつて、諸施策を総合的計画的に推進することにより、勤労青少年の福祉の向上が図られることは言うをまたない。

目 的

(第1条関係)

基 本 的 理 念

(第2条・第3条関係)

関 係 者 の 責 務

(第4条関係)

附了也。本誌等は、我が青少年の健康を促進する目的に於て内容が
不十分ではないか。

目 次

第一 本誌等は、我が青少年の健康を促進する目的に於て内容を
(附録として)

第二 本誌等は、我が青少年の健康を促進する目的に於て内容を
第三 本誌等は、我が青少年の健康を促進する目的に於て内容を
第四 本誌等は、我が青少年の健康を促進する目的に於て内容を

第五 本誌等は、我が青少年の健康を促進する目的に於て内容を
第六 本誌等は、我が青少年の健康を促進する目的に於て内容を
第七 本誌等は、我が青少年の健康を促進する目的に於て内容を
第八 本誌等は、我が青少年の健康を促進する目的に於て内容を

第九 本誌等は、我が青少年の健康を促進する目的に於て内容を
第十 本誌等は、我が青少年の健康を促進する目的に於て内容を

第十一 本誌等は、我が青少年の健康を促進する目的に於て内容を
第十二 本誌等は、我が青少年の健康を促進する目的に於て内容を

〔目的〕—勤労青少年福祉法第1条関係

問39 「勤労青少年」の定義は何か。

答 本法案でいう勤労青少年は、おおむね20才未満の雇用労働者をいうものである。

(注) 本法案では勤労青少年を定義していないが、その理由は、

1. 本法案の目的とするところが成長過程にある勤労青少年の等質に着目してその福祉の増進を図ろうとするものであり、成長過程にある者としての程度は、人により個人差があること。
 2. 本法案が直接国民の権利義務を設定する趣旨でないことから年令を画することの法律的意味があまりないこと。
 3. 「青少年」を定義した立法例がないこと。
- 等であること。

(参考)

各法律における青少年の呼称及び年令区分

法律の名称	呼 称	年 令
少 年 法	少 年	満 20 才未満の者
	乳 児	満 1 才未満の者
児童福祉法	幼 児	満 1 才から小学校就学の始期に達するまでの者
	少 年	小学校就学の始期から満 18 才に達するまでの者
	児 童	満 18 才未満の者
	学令児童	満 6 才に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満 12 才に達した日の属する学年の終りまでの者
学校教育法	学令生徒	小学校（または盲学校、聾学校もしくは養護学校の小学部）の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから満 15 才に達した日の属する学年の終りまでの者
民 法	未成年者	満 20 才未満の者
労働基準法	年 少 者	満 18 才未満の者

問 40 「勤労青少年の福祉」とは何か。

答 「福祉」の語義は、いわゆる「幸福」であるが、本法案でいう「勤労青少年の福祉」とは、勤労に従事する青少年として享受する福祉、すなわち、職業指導の充実、職業訓練の奨励実施、職場環境の整備、余暇活動の振興、福祉施設の設置等の労働対策によつて実現される福祉をいうものであると考える。

問 4 1 「勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにする」とは、
どういう意味か。

答 具体的には、本法案で基本的理念（第 2 条、第 3 条）及び
関係者の責務（第 4 条）の規定を設けたことをさしている。

これらの規定により、国民すべて、あるいは勤労青少年自
身の心構え、並びに事業主の措置及び国、地方公共団体の施
策の方針の決定に指針を与え、勤労青少年の福祉に関する本
法案によつて立つ基本的な考え方を明らかにすることを意図し
たものである。

（参考）

- 1 法律上「原理」という用語を用いた例としては、次のもの
がある。

児童福祉法第 3 条（「児童の福祉を保障するための原理」）

母子福祉法 1 条（「母子家庭の福祉に関する原理」）

- 2 「原理」根本の原理（広辞林—金沢庄三郎編）

問 4 2 「職業訓練の奨励」とは、具体的に何か。

答 青少年に対する養成訓練を含め、職業訓練全般の振興とその計画的推進については、職業訓練法に基づいて行なうものであるが、本法においては、これらの措置に加えて、勤労青少年の福祉の増進を図るための諸施策を総合的かつ計画的に推進する一環として、勤労青少年に対する職業訓練の奨励のための措置を講じようとするものである。

具体的には、本法案において、

1. 国、都道府県及び雇用促進事業団は、勤労青少年が職業に必要な技能・知識を習得することを促進するため、啓もう宣伝等の措置を講ずること（第 11 条）
2. 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業訓練を受ける場合には、必要な時間を確保することができるよう配慮をすること（第 12 条）

について規定している。

〔基本的理念〕－勤労青少年福祉法第2条・第3条関係

問43 第2条の趣旨如何

答 本条は、勤労青少年の福祉に関するあるべき姿を宣言的に規定したものである。

また、この規定は、勤労青少年の福祉の増進を図るための事業主の措置及び国、地方公共団体の施策の運用に指針を与えるとともに、すべての国民に対して勤労青少年の福祉の向上について配慮すべきことを要請したものである。

問 4 4 第 2 条に「すべて勤労青少年は、……配慮される。」とあるが、配慮される具体的内容としては何を想定しているのか。

答 本条は、すべての勤労青少年は、

- 1 職業に必要な知識及び技能を習得する機会を与えられ、
- 2 適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することができ、
- 3 勤労青少年の特性に応じた職場において勤労に従事することができ、
- 4 勤労に対してふさわしい評価と処遇を受け、
- 5 勤労の余暇において、心身の健全な発達に資する活動を行なうことができ、
- 6 以上のことから、希望と意欲をもつて勤労に従事することができるような状態に置かれること。

等を包括的、宣言的に規定したものである。

問 4 5 「有為な職業人」とは何か。

答 職業とは、一般的に自分自身が生活し及びその扶養者を養うための賃金、俸給などの収入を得ることを目的として、継続的に行なう個人の経済活動であり、同時に、この経済活動を通じて社会又は産業の発展に寄与すべきものであると考えられる。

従つて、勤労青少年は、勤労に従事し、その対価として賃金を得ている者であるから、当然職業人であるが、この場合の「有為な職業人」とは、職業を単なる生計維持の具とするにとどまらず、自己の職業能力を遺憾なく発揮することによつて、経済及び社会の進歩発展に貢献することができるような者をいうものであると考える。

問 4 6 勤労青少年のすこやかな成育を図るため、生活指導について、本法案ではどのような措置を講ずるのか。

答 勤労青少年は心身の成長過程にあり、また精神的に動揺期でもある。このため職業生活への適応過程において種々の問題があり、勤労の場あるいは社会生活の場において、随時適切に指導を受けられる体制を整備することが重要である。

このため、本法案においては、次のような措置を講ずることとしている。

1. 勤労青少年の就職直後の不安や動揺の解消を側面から援助するため、公共職業安定所の相談指導の機能を充実すること。
2. 職場における青少年の相談指導体制を整備するため、勤労青少年の福祉を推進する者を事業場ごとに選任すること
3. 勤労青少年がその余暇において同世代の友人を得るとともに、交友関係の中で適切な相互啓発、指導の機会が得られるよう、勤労青少年のクラブ活動を促進するとともに、クラブのリーダーの養成と資質の向上を図ること
4. 勤労青少年の余暇活動の拠点となる勤労青少年ホームを利用する青少年に対し、ホーム利用の過程で随時適切に生活指導等を行なうことができるよう有能な勤労青少年ホーム指導

員を配置すること。

問 47 第3条の趣旨如何。

答 本条は、第2条が勤労青少年の成育に関する配慮についてのあるべき姿を宣言的に規定しているのに対比して、勤労青少年自身に対し、勤労者としての自覚と成育への努力を強く要請したものである。

これは、勤労青少年がすこやかに成育するためには、何よりも本人の自覚と努力が必要であることから規定したものである。

(参考)

同様の立法例は、次のとおりである。

身体障害者福祉法第2条(更生への努力)

母子福祉法第4条(自立への努力)

老人福祉法第3条第1項(基本的理念)

〔関係者の責務〕—勤労青少年福祉法第4条関係

問 4 8 「事業主の責務」を「国及び地方公共団体の責務」の前に規定した理由如何。

答 本条第1項において、「事業主の責務」を「国及び地方公共団体の責務」と区別し、しかも「国及び地方公共団体の責務」よりも先に規定したのは、

1. 勤労青少年の職業生活を中心とする福祉を増進するには、単に国及び地方公共団体の施策にまつのではなく、事業主の自主的な努力に期待すべき分野が相当に広く存在するし、また、本法案により国及び地方公共団体によつて必要な施策が講ぜられる以上、事業主みずからもその雇用する勤労青少年の福祉の向上に努めるべきであること。
2. 勤労青少年の生活時間の大きな部分を占める職場での生活の良し悪しが、そこに働く青少年の成育に大きな影響を及ぼす事実、及び勤労青少年の健全な成育が長期的に見て事業主の利益につながるものであることから、まず事業内において可能な限り福祉に関する措置がとられるべきであること。

等の判断に基づいたものである。

問 4 9 第 4 条第 1 項の「事業主の責務」の具体的内容如何。

答 本条は、事業主が雇用管理、労働条件管理、職業訓練、福利厚生等の措置を通じてその雇用する勤労青少年の福祉の増進に努めるべきことを包括的、訓示的に規定したものである。

なお、本法案で事業主に具体的に努力義務を課しているものは、職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する時間の配慮（第 1 2 条）及び勤労青少年福祉推進者の選任（第 1 3 条）である。

問 50 第4条第2項の「国及び地方公共団体の責務」の具体的内容如何。

答 本条は、国及び地方公共団体が、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励実施、職場環境の整備、余暇活動の振興、福祉施設の設置等の措置を計画的、かつ、総合的に講ずることにより、勤労青少年の福祉を増進すべきであることを包括的、訓示的に規定したものである。

15.1 「勤労青少年の日」を設ける趣旨等

勤 労 青 少 年 の 日

(第5条関係)

勤労青少年の福祉を促進するため、特に事業主、国、地方公共団体の担当者等が主として行うことなく、ひろく市民の協力と勤労青少年自身の努力により行うべきことを示す。

このため、勤労青少年に対し、国、地方公共団体の担当者等、その責めに任ずようとする事業者等とあわせて、労資協力を推進するものとする。この趣旨に基き、この日を設ける。

この日の日については、国及び地方公共団体はその責に任ずる。

1. 労資協力を促進する各種制度等の利用、関係者による懇談会等。

2. 文化行事（優良勤労青少年及び福祉功労者等の表彰、表彰式、表彰式スピーチ大会、芸術・文化活動発表会等）
同前、勤労青少年の国内旅行等（労資協力の促進）

この趣旨を達成するよう努め、また、勤労青少年、事業者等関係者によつて、自主的にこの日の趣旨を、その事業活動

〔勤労青少年の日〕－勤労青少年福祉法第5条関係

問 5 1 「勤労青少年の日」を設ける趣旨如何。

答 勤労青少年の福祉を増進するためには、単に事業主、国、地方公共団体の措置や施策にまづばかりでなく、ひろく国民の協力と勤労青少年自身の努力に負うべきところが大きい。このため、勤労青少年に対し、励ましと動機づけの機会を与え、すこやかに成育しようとする意欲をたかめることは極めて有意義な施策であると考え、「勤労青少年の日」の制定にふみきつたものである。

そこでこの日においては、国及び地方公共団体はその趣旨に沿つて

1. 広報啓発活動（各種報道機関の利用、関係者による懇談会等）
2. 記念行事（優良勤労青少年及び福祉功労者等の表彰、スポーツ・レクリエーション大会、芸術・文化活動発表会の開催、勤労青少年の国内研修旅行の実施）

等の事業を実施するよう努め、また、勤労青少年、事業主等関係者によつて、自主的にこの日の趣旨に沿つた事業が実施

されるように種々配慮してまいりたい。

問 5 2 「勤労青少年の日」を7月の第3土曜日とした理由如何。

答 1. 7月の中旬はいわゆる盆の“やぶ入り”※の時期で、春に就職した青少年が夏期休暇や帰省等により、みずからの職業生活をゆつくり振りかえつてみる頃であり、職業生活への適応という点からみて重要な時期であること。

2. 若さにあふれた勤労青少年が、のびのびと活動するにふさわしい季節であること。

3. 土曜日であれば、翌日が日曜でより多くの勤労青少年が各種行事に参加しやすく、また、有意義な行事が企画しやすいこと。

4. 全国の勤労青少年団体の連合体である全国勤労青少年団体連絡協議会が44年7月に開催した「勤労青少年の日の集い」で、7月16日を勤労青少年の日とするよう決議していること。

5. 将来国民の気運が盛り上り、この日が祝日とされる場合、6月～8月には現在他に祝日となりそうな日がなく、この時期に休日をはさむことが適当であること。

等の事情を考慮して決定したものである。

(注) ※ やぶ入り 正月及びお盆の16日前後に奉公人がめいめい暇をもらつて自分の家に帰ること。また、その頃。 (広辞林)

(参考)

1 盆(やぶ入り)等を休日とする事業所数

産 業	調 査 事 業 所	盆(やぶ入り)を 休日とする事業所	祝日を休日とす る事業所
建 設 業	110	59(54%)	107(97%)
製 造 業	1,024	544(53%)	1,011(99%)
金融・保険業	172	4(2%)	172(100%)

資料出所 労働省「労働時間制度調査」昭38年

問 53 なぜ、「勤労青少年の日」を国民の祝日（休日）としなかつたのか。

答 その点については、勤労青少年団体その他の関係者から強い要望が出されていることもあつて検討したところであるが、

1. 勤労青少年の福祉についての国民の関心と理解を深め、また、勤労青少年自身の向上への意欲高揚というこの「日」の趣旨からいえば、必ずしも休日としなくても一応の目的は達成されること
2. 現状で直ちに休日にすることについては、国民のコンセンサス等なお検討の余地があること
3. 休日とせずに「日」を設けた他の法律の同じような例があること。（「老人の日」「スポーツの日」）
4. 休日とするためには「国民の祝祭日に関する法律」を改正しなければならないこと。

等の事情を考慮して、将来の問題としたものである。

世論の盛り上りにより、休日とすることについての国民的合意が得られるようになれば望ましいことと考えるので、そのような気運醸成に努めたい。

(参 考)

各 国 の 祝 日

国 月	ア メ リ カ	ド イ ツ	イ ギ リ ス	
1	1 日 元 日	1 日 元 日	1 日 元 日	
2	1 日 ワシントン誕生日			
3		(2 7 日 ~ 3 0 日) イースター	(2 7 日) グッド フライデー (3 0 日) イースターマンデー	
4				
5	3 0 日 メモリアルデー	1 日 メーデー 7 日 キリスト昇天祭 1 7 , 1 8 日 聖霊降誕祭 2 8 日 御聖体日	(2 5 日) スプリング バンクホリデー ※2	
6				
7	4 日 独立記念日			
8			(3 1 日) レートサマー バンクホリデー ※2	
9	1 日 レーバーデー			
1 0				
1 1	1 1 日 ベテランズデー (休戦記念日) 第 4 木曜 サンクスギビングデー (収穫感謝祭)	1 日 晩聖節 1 8 日 さんげの日		
1 2	2 5 日 クリスマス	2 5 , 2 6 日 クリスマス	2 5 日 クリスマス 2 6 日 ボクシングデー (クリスマスの贈物日)	
計	8 日 ※1	1 4 日	7 日	

※ 1 () のついたものは確定日ではないが、ほぼこの時期 (日) が祝

※ 2 祝日が土曜に当れば金曜に、日曜に当れば月曜に振りかえる。

※ 3 銀行休業日を休日としたもの。

(休 日)

フランス	ソ 連	日 本
1 日 元 日	1 日 元 日	1 日 元 日 1 5 日 成人の日
		1 1 日 建国記念日
(2 9 日) イースター (3 0 日) イースターマンデー	8 日 国際婦人デー	(2 1 日) 春分の日
		2 9 日 天皇誕生日
1 日 メーデー 7 日 キリスト昇天祭 1 7 , 1 8 日 聖霊降誕祭	1 日 , 2 日 メーデー 9 日 対独戦勝記念日	3 日 憲法記念日 5 日 こどもの日
1 4 日 革命記念日		
1 5 日 聖母昇天祭		
		1 5 日 敬老の日 (2 1 日) 秋分の日
		1 0 日 体育の日
1 日 晩聖節 1 1 日 第 1 次大戦休戦 記念日	7 日 , 8 日 革命記念日	3 日 文化の日 2 3 日 勤労感謝の日
2 5 日 クリスマス	5 日 憲法記念日	
1 2 日	8 日	1 2 日

日となる。

問 5 4 現在すでに「勤労感謝の日」その他国民の祝日が12日もあるのに、さらに「勤労青少年の日」を設けることは、勤労青少年への過保護、事業主への過重負担とならないか。

答 ご質問の点については、次のような理由により、「勤労青少年の日」の制定を阻げる理由とはならないものと考える。

1. 現行の「勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう。」という「勤労感謝の日」からは、本条の規定する「勤労青少年の日」の趣旨は直接には盛りこまれておらず、勤労青少年の福祉増進に関する問題の重要性にかんがみ、むしろ新たに「日」を設けて強調した方が良いこと。
2. 現在直ちに休日にするのではなく、また、事業主に画一的に具体的事業の実施を義務づけるものではないので、事業主が懸念する程大きな経済上その他の負担を負担を負わすことは考えられない。

問 5.5 本条の条文からは、国、地方公共団体は、事業主その他の関係者にこの「日」にふさわしい事業を奨励するのみで、みずからは実施しないように読みとれるが、見解如何。

答 本条の趣旨は、勤労青少年の福祉を増進するためには、単に事業主、国、地方公共団体の措置や施策にまづばかりでなく、国民すべてが関心と理解を深めるよう特定の日を定め、また、この日の趣旨にふさわしい事業がひろく関係者により実施されるように努めるというものであつて、国及び地方公共団体がみずから事業を行なうことを排除するものではない。これまでも国及び地方公共団体は、勤労青少年の福祉増進のためひろく広報啓発活動に努め、また、スポーツ・レクリエーション大会、芸術・文化活動の実施・奨励、優良勤労青少年その他関係者の表彰、勤労青少年の研修旅行等々、種々の施策を実施してきた。本法の成立後、これらの事業は、当然に「勤労青少年の日」に継続して実施されることとなろうし、また、今後の新規事業とともに更に充実した福祉対策となるよう配慮してまいりたい。

問 5 6 「勤労青少年の日」にふさわしい事業としてどのようなものを想定しているか。

答 事業主その他の関係者及びひろく国民の関心と理解を深め、また、勤労青少年自身の向上への意欲を高めるという趣旨に沿つて、

国は、 1. 広報・啓発活動

(各種資料の作成・配布、報道機関の利用、関係者による懇談会等の開催)

2. 記念行事

(優良勤労青少年・団体、福祉功労者・団体等の表彰、芸術・文化活動、生活体験等の発表会
勤労青少年の国内研修旅行を全国的規模で行なう。)

地方公共団体は、

1. (国の 1. に同じ)

2. 記念行事

(スポーツ・レクリエーション大会の開催その他国の 2 と同様のものを地方公共団体規模で行なう。)

3. 公共施設の割引等の優遇措置を実施する。
4. 企業・企業主団体、勤労青少年団体の行なう
「勤労青少年の日」の行事に対する指導援助。

また、事業主や勤労青少年が自主的に行なうものとして、

1. スポーツ・レクリエーションの実施
2. 先輩の意見を聞く会
3. 郷土に手紙を書く運動
4. 社会奉仕

等、有意義で多彩な事業・活動が実施されるよう期待している。

問 5 7 「勤労青少年の日」制定運動の経緯如何。

- 答 1. 昭 3 9. 5. 全国勤労青少年団体連合会が「日」の制定
※1
を提唱していることが「朝日ジャーナル」で
紹介された。
2. 昭 4 3. 3. 社団法人 青少年育成国民会議の育成部会
で「青少年の日」の設定が提案されたが、会
長の「気運をみたい。」との発言により議決
には至らなかつた。
3. 昭 4 3. 8. 婦人少年問題審議会（労働大臣の諮問機関）
が「今後における勤労青少年対策に関する建
議」を行ない、この中に「勤労青少年の日」
の設定が提言された。
4. 昭 4 3. 1 1. 3. の建議の具体化の一環として、勤労青少
年関係諸団体が集まり検討したところ、大勢
※2
の意見として、「行政庁で音頭をとつてほし
い」ということになつた。
- 労働省は、勤労青少年の福祉増進の観点か

ら望ましいことと考え、前述諸団体の運動展開とともに制定に努力することとした。

5. 昭44. 2 前述の全青協が、万博協「勤労青少年キャラバン隊」を編成し、東京一大阪間の各市で「日」の制定と万博への参加を訴えた。
(大阪NHK放映)

6. 昭44. 7. 全青協臨時大会「勤労青少年の日の集い」
(労働省後援)が開催され、出席した労働大臣に立法化が強く要請された。

7. 昭45. 2 全国10都道府県議会議長会議から「日」
※3
の設定を含む「働く青少年の福祉を増進することについて」の陳情がなされた。

これらが制定運動の経緯の概略であるが、このほか数地方公共団体において独自の記念日として「青年の日」や「勤く若い市民の日」などが既に制定され、あるいは運動が進められてきたものがある。

- (注)※ 1. 全国勤労青少年団体連絡協議会(略称「全青協」)
会員数 3万3千人 会長 日比野 明

性格 東京、大阪、名古屋、足利等の地区の勤労
青少年グループの全国協議体

※ 2 「勤労青少年の日」制定運動を中心となつて推進して
きた団体

全青協、若い根っこの会、あすなろ会、働く九州っ子
の会、みちのく勤労青少年援護会、勤労青少年を育て
る会、婦人少年協会

※ 3 北海道、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵
庫、福岡、広島 各議会議長

※ 4 山梨県 「青年の日」制定

横浜市 「働く若い市民の日」の制定運動、39年か
ら活発に。

大阪市 勤労青少年の日制定気運強い。

第7条関係

勤労青少年福祉対策基本方針等

（第6条・第7条関係）

第6条 勤労青少年の福祉に関する政策は、

1. 国家公務員として勤労青少年の福利、職業生活行政及び職業訓練行政

2. 労働関係を中心とする労務行政及び労働福祉行政

3. 市町村を中心とする福祉行政

と行政組織が分散化されていく中で、その相互の相互関係の強化を図る必要がある。このため、国及び地方公共団体が協力して、勤労青少年福祉政策全体としての一貫性、総合性を確保することが重要を認識しつつある。

そこで、労働大臣が勤労青少年福祉対策基本方針を策定し、関係府県知事が方針を踏襲して、関係府県勤労青少年福祉政策の策定を決定するものとし、勤労青少年福祉政策の積極的な推進を図るものとするものである。

※1 主催 東京、大阪、名古屋、足利市の旭光印刷

青少年グループの全国協議会

※2 「青少年の日」制定運動を中心となつて開催して

きた団体
幹事 氏本基業 佐藤謙平 佐賀義樹

金賞 (糸関桑下園・桑の園) 給。贈(九州の平

ひ会、みちのく青少年連合会、野矢青少年を育て
る会、超人少年会)

※3 北海道、東京、神奈川、新潟、東北、中部、大阪、近
畿、福岡、広島、各都府県民

※4 山梨県「青年の日」制定

横須市「早く若い市民の会」(昭和28年、30、31、32、
33年迄)

大阪市 青少年の心の健康増進委員会

〔勤労青少年福祉対策基本方針〕—勤労青少年福祉法第6条及び
第7条関係

問58 本法案に「第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等」を
規定する必要性は何か。

答 勤労青少年の福祉に関する施策は、

1. 国家事務としての労働基準行政、職業安定行政及び職業
訓練行政
2. 都道府県を中心とする労政行政及び労働福祉行政
3. 市町村を中心とする福祉行政

と行政組織が多岐にわたっているので、その相互の有機的連
けいを確保する必要がある。このため、国及び地方公共団
体が協力して、勤労青少年福祉施策全体としての一貫性、総
合性を確保することが重要な課題となつてくる。

そこで、労働大臣が勤労青少年福祉対策基本方針を策定し、
都道府県知事が方針を参酌して、都道府県勤労青少年福祉事
業計画を策定することとし、勤労青少年福祉施策の積極的か
つ効果的な実施を図ろうとするものである。

問 5 9 勤労青少年福祉対策基本方針を策定する目的を問う。

答 勤労青少年福祉対策基本方針は、特に将来の産業及び社会
をになう勤労青少年の職業人としてのすこやかな成育を図る
ことを主眼とし、勤労青少年の特性及び職業生活の動向を十
分考慮して、勤労青少年の福祉施策を全国的視野から総合的
かつ計画的に推進するために策定するものである。

問 6 0 勤労青少年福祉対策基本方針の内容を問う。

答 勤労青少年福祉対策基本方針は、施策策定の前提になる勤労青少年の職業生活の実態及び問題点を明らかにするとともに、勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項

すなわち、

- 1 適職の選択及び職業への適応に関すること
- 2 職業能力の開発、向上に関すること
- 3 職場環境の整備に関すること
- 4 勤労の余暇の充実に関すること

等について必要な施策を総合的に示すものである。

問 6 1 雇用対策基本計画及び職業訓練計画と勤労青少年福祉対策基本方針との関係如何。

答 雇用対策基本計画は、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進するために講じようとする施策についての計画であり、また、職業訓練計画は、労働者の職業に必要な能力を開発、向上し、技能労働力の需給の均衡を達成するための計画である。

これに対して、勤労青少年福祉対策基本方針は、特に将来の産業及び社会をになう勤労青少年の職業人としてのすこやかな成育を図るため、勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策に関するものである。

これらの計画及び方針は、それぞれ内容及び直接の目的を異にしているが、最終的には労働者の福祉の増進と国民経済の発展につながるべきものであると考える。

したがって、これらの計画及び方針は、策定段階において十分調和のとれたものでなければならないことはもちろん、実施段階においても有機一体的に運用されることが必要であると考える。

問 6 2 勤労青少年福祉対策基本方針で「勤労青少年の職業生活の動向に関する事項」について記述する趣旨及びその具体的内容を問う。

答 方針中に「勤労青少年の職業生活の動向に関する事項」を定めるのは、勤労青少年の職業生活の実態及びその問題点を明らかにし、これに対処するために適切な施策を総合的に講じられるようにするためである。

この場合、勤労青少年の就労状況、労働条件、意識、勤労の余暇の利用状況等をその内容とすることとしている。

具体的には、婦人少年問題審議会をはじめ関係各方面の意見をよく聞いて、妥当なものとしてまいりたい。

問 6 3 勤労青少年福祉対策基本方針の対象期間は、どの程度を
考えているか。

答 対象期間は、今後の勤労青少年の職業生活の展望及び問題
点を明らかにし、総合的な施策を講ずるうえで妥当な期間と
すべきであるとする。

したがって、3年ないし5年を予定しているが、具体的に
は婦人少年問題審議会の意見を聞いて決定したい。

問 6 4 勤労青少年福祉対策基本方針策定の際の考慮事項として

「勤労青少年の労働条件、意識並びに……………就業状況等」

を規定している趣旨は何か。

答 考慮事項としては、勤労青少年の労働条件、意識、就業状況等を定めているのは、これらが勤労青少年の職業生活に多くの影響を及ぼすものであり、したがって、施策の展開に際して特に配意されるべきものであるからである。

問 6 5 勤労青少年福祉対策基本方針の審議機関である婦人少年問題審議会の委員の構成及びこれまでに出した建議等について問う。

答 婦人少年問題審議会は、婦人少年問題を調査審議するために、昭和 2 3 年に労働省に設けられた諮問機関である。

委員は 3 0 名で、労使を代表する者同数と学識経験ある者から構成されている。

これまでに勤労青少年問題に関して出された主な建議等は次のとおりである。

- 1 今後における勤労青少年対策に関する建議書

(昭和 4 3 年 8 月)

- 2 年少労働に関する施策についての報告書

(昭和 4 1 年 2 月)

- 3 年少労働者の保護福祉に関する建議書

(昭和 3 0 年 1 2 月)

問 66 勤労青少年福祉対策基本方針の策定にあつて、総理府の附属機関である青少年問題審議会の意見を聞く必要はないのか。

答 勤労青少年福祉対策基本方針の内容は、勤労青少年に対する職業指導の充実、職業訓練の奨励実施、余暇活動の振興、福祉施設の設置等に関する事項であり、これらはいづれも従来から労働省の単独の所管事項である。したがつて、青少年に関する基本的かつ総合的施策に関する調査、審議を行なう総理府の青少年問題審議会の意見を聞く必要はないと考える。

しかし、勤労青少年福祉対策基本方針が成育途上にある青少年を対象としている点で、青少年問題一般とも密接な関連を有するので、方針の策定にあつては、青少年問題審議会からこれまでに出版されている建議、答申等の趣旨を十分尊重してまいりたい。

(参考)

青少年問題審議会及び地方青少年問題協議会設置法第2条

「審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する基本的かつ総合的な施策に関する

る事項を調査審議する。」

問 6 7 勤労青少年福祉対策基本方針を定めるにあたっては、あらかじめ都道府県知事の意見を求めることとしているが、その必要性如何。

答 勤労青少年福祉対策基本方針の策定にあたり、都道府県知事に意見を求めることとしているのは、

- 1 都道府県知事に勤労青少年福祉対策基本方針を参酌して、当該都道府県の勤労青少年福祉事業計画を策定する努力義務を課しているため、労働大臣は、方針策定の際にあらかじめ各地域の実情を把握しておく必要があることと
- 2 労働大臣と都道府県知事が、あらかじめ勤労青少年の福祉の増進についての考え方を統一しておくことが施策を推進するために不可欠であること

等の理由による。

(参考)

同様の立法例としては、雇用対策法第4条の規定に基づく「雇用対策基本計画」及び森林法第4条の規定に基づく「全国森林計画」がある。

問 68 勤労青少年福祉対策基本方針の変更は、どのような場合に考えられるか。

答 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の職業生活の実態及びその問題点を十分考慮し、勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項を定めるものである。

したがって、施策を講ずる前提となる勤労青少年の就労状況、労働条件等職業生活の実態が大きく異なつた場合には、その変更を行なうことが必要となる。

なお、この場合においても、婦人少年問題審議会その他関係方面の意見も十分聞いて行なう考えである。

問 69 労働大臣が策定するものを「基本方針」とし、都道府県知事が策定するものを「事業計画」とした理由は何か。

答 労働大臣が策定するものは、全国的視野にたつて勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本的方向を示すものである。

一方、各都道府県知事が策定するものは、当該都道府県における勤労青少年の福祉を増進するための事業についての具体的計画である。

したがって、労働大臣が策定するものを基本方針とし、都道府県知事が策定するものを事業計画としたものである。

問 7 0 都道府県間の計画の調整はどのように行なうのか。

答 都道府県勤労青少年福祉事業計画は、各都道府県の実情を十分反映させると同時に、全国的な勤労青少年の就業状況、福祉施設の設置状況等を勘案して、全国的に均衡のとれたものとする事が望ましい。

このため労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針の策定にあたって各都道府県知事の意見を求めるとともに、都道府県知事が都道府県勤労青少年福祉事業計画を策定する際に、助言、資料の提供等により指導を行なつてまいりたい。

問 7 1 都道府県勤労青少年福祉事業計画を策定し、これに基づく事業を実施する都道府県の担当部局はどこか。

答 各都道府県において定めるべきことであるが、都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定及びこれに基づく事業の実施は、各都道府県の労働主管部局が行なうことが多いものと想定している。

問 7 2 都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定にあたって必要があると認めるときは、市町村長の意見を聞くこととしているが、その理由は何か。

答 本法案は、余暇の有効活用（第 1 4 条）、勤労青少年ホームの設置（第 1 5 条・第 1 6 条）等については、市町村段階での事業の実施を期待し、努力義務を課している。

市町村のこれらの事業は、当該都道府県の勤労青少年福祉事業計画に添って行なうこととなるので、事業計画の策定にあたっては、あらかじめ都道府県知事が市町村の実情を知り、かつ、都道府県知事と市町村の長が勤労青少年の福祉の増進についての考え方を統一しておくことが、勤労青少年に関する施策を推進するために重要である。

同時に、各都道府県において事情が異なるので、市町村長の意見を聞く必要性は各都道府県知事の判断にゆだねることが妥当と思われる。

よつて、都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を策定するにあたって必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見を聞くものとしたものである。

問 7 3 都道府県 勤労青少年福祉事業計画の策定にあたって審議機関の意見を聞くように規定されていないが、中央の婦人少年問題審議会に相当する機関の意見を聞くべきではないか。

答 都道府県には、中央の婦人少年問題審議会に相当する審議機関がないので、これについて規定しなかつた。

しかし、この計画は、当該都道府県における勤労青少年の福祉に関する事業の基本となるべきものであるから、策定にあたっては、あらかじめ勤労青少年の福祉について関心を有する労使の代表者、学識経験者の意見を聞くよう指導してまいりたい。

職業指導等

(第8条~第10条関係)

〔職業指導等〕—勤労青少年福祉法第8条～第10条関係

〔第8条関係〕

問74 本条の意義を問う。

答 勤労青少年が充実した職業生活を営み、職業人としてすこやかに成育するためには、各人が適性、能力等に応じた職業を選択し、その能力を職場において十分に発揮することが重要である。しかしながら、近年、産業技術の進歩発展に伴い、職業の種類内容はますます複雑多様化しており、青少年がその適性能力等に応じた職業を選択することが困難になっている。

とくに最近においては、就職機会の増加等もあつて、青少年が安易に職業を選択する傾向がみられ、これが不必要に青少年の離転職を招いていると思われる。

したがつて、青少年が就職するに際して、適正な職業選択を行なうよう、職業安定機関は、青少年はもとよりその職業選択に大きな影響力をもつ両親、学校教師等に対して、職業の現況および将来性、労働力需給の現状と展望、求人内容等に関する情報を提供するほか、専門的立場から適性検査の実

施その他青少年の特性に適応した職業指導を積極的に行なう等必要な措置講ずることとしたものであり、このことは、勤労青少年の福祉の増進を図るというこの法律の目的にこたえるものである。

問 7 5 「勤労青少年の特性に適応した職業指導」とは如何なる意味か。

答 青少年は、一般に職業経験や職業知識に乏しく、また、心身ともに未成熟な時期に職業につくことになる。心身の発育過程にあるこの青少年期は、精神的に不安定な時期にあるとともに、人間の形成期、成長期であり、また、職業に必要な技術、技能を身につける基礎的な時期でもある。

かかる青少年の特性を考慮し、青少年に対して心身の健全な成長を図り、その能力を伸ばすという立場から適職を選択するようきめ細かな指導を行なうこととしたものである。

〔第9条関係〕

問76 就職後の相談、指導とは具体的に如何なる内容をもつものであるか。

答 就職後の相談、指導とは、就職した青少年がその職業に心理的肉体的に適応しているかどうかを確かめ、必要がある場合には、勤労青少年の職業上の問題について相談に応じ、職業への適応を阻害する要因を除去するため、勤労青少年や事業主等に対して助言、指導する等勤労青少年の職業への適応を助けるための相談指導をいう。

〔第10条関係〕

問77 本条の趣旨はケースワークによる相談指導体制を充実することにあるというが、現状はどうか。

答 現在、公共職業安定所において新規学卒就職者の職業への適応を促進するため、就職後における職場適応指導を実施しているが、勤労青少年の健全な職業生活を助長するためには、さらにきめ細かな相談指導が必要である。このため、必要に応じ公共職業安定所に年少就職者相談員（44年度300人、45年度450人）を配置し、とくに離転職回数の多い者その他職業への適応上問題の多い者を重点に継続して相談等を行なっている。

（参考）

年少就職者相談員要綱

1. 趣 旨

新規学校卒業者その他就職後の職場適応について指導を必要とする者（以下「年少就職者」という。）の職場適応の促進に関する業務の円滑な運営に資するため公共職業安定所に年少就職者相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2. 業 務

相談員は公共職業安定所長の定めるところにより、次に掲げる業務を行なう。

- (1) 年少就職者等に対する職場適応の促進に関する相談及び指導
- (2) 年少就職者の雇用主等に対する雇用管理の改善に関する相談及び指導
- (3) 年少就職者等の転職等の実情のは握調査
- (4) 年少就職者等の職場適応に関する関係機関との連絡
- (5) その他公共職業安定所の行なう職場適応に関する業務に対する協力

3. 委 嘱

相談員は次の各号に掲げる要件を具備しているもののうちから都道府県職業安定課長（東京都にあつては労働局長、大阪府にあつては職業管理課長）が委嘱する。

- (1) 社会的信望があり公共職業安定所の行なう業務に深い関心と理解を持つ者であること。
- (2) 年少就職者等の職業適応の促進に積極的な熱意を有する者であること。
- (3) 学生・生徒あるいは年少就職者等に関するケース・ワー

クの経験及び知識を有し、年少就職者等の相談指導の能力を有すると認められる者であること。

(4) 相談員に委嘱されることにより、自己の利益をはかり、または、政治的目的に利用しようとする者でないこと。

(5) 公選による公職にあるもの、または、その候補者でないこと。

4. 委嘱の期間

相談員の委嘱の期間は1年とする。ただし、再委嘱することを妨げない。

5. 報 酬

相談員に対しては、相談活動の実情に応じ、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

6. そ の 他

相談員の業務の取扱方法、委嘱の手続等は別に定めるところによること。

問 7 8 年少就職者相談員と本条による相談指導を行なう者との
関係如何。

答 年少就職者相談員は、新規学卒就職者、養成訓練修了者その他年少就職者等の職業への適応を促進するための相談指導を行なうとともに、とくに離転職回数が多い者、その他職業への適応上問題の多い者については必要に応じ継続して相談等を行なっているところであり、本条の相談指導を行なう者に該当する。

問 79 「職業安定機関の長が委託する」とあるが、具体的には誰が委託することとなるのか。

答 本条の趣旨は勤労青少年が職業に適応することを容易にするためのケースワークによる相談指導体制を充実することであり、業務を委託するにあつては、地方の実情に応じ当該業務について熱意と識見を有する適格者を選定できるよう都道府県職業安定主管課長をしてこれを行なわしめる考えである。

問 8 0 「当該業務について熱意と識見を有する者」として具体的に
どのような人を選定するのか。

答 勤労青少年の健全育成について深い関心と理解をもつ者で、
とくに次の各要件を具備している者を選定していきたい。

- 1 社会的信望があり勤労青少年の福祉に関する法律制度等
について知識を有する者であること。
- 2 勤労青少年の職業への適応の促進に積極的な熱意を有す
る者であること。
- 3 学生・生徒あるいは勤労青少年に関するケースワークの
経験及び知識を有し、勤労青少年の相談指導の能力を有す
ると認められる者であること。
- 4 業務を委託されることにより、自己の利益をはかり、ま
たは、政治的目的に利用しようとする者でないこと。

(職業訓練に関する啓もう宣伝等)

勤労青少年福祉法第11条関係

職業訓練に関する啓もう宣伝等

(第11条関係)

第11条 勤労青少年の技能習得の促進を図るため、職業訓練に関する啓もう宣伝等の措置を講ずることとしているが、その内容は当所、次のようなものと考えている。

1. 職業訓練による技能習得の経済的・社会的な意義、職業訓練の機会、職業訓練の仕組み、職業訓練終了によって得られる恩恵等について啓もう宣伝を行なうこと。
2. 1に準い、資料の提供を行なうこと。
3. 勤労青少年の技能習得意欲を向上させるため、青年技能奨励金の交付への促進等を行なうこと。

〔職業訓練に関する啓もう宣伝等〕

勤労青少年福祉法第 11 条関係

問 8 1 「職業訓練に関する啓もう宣伝を行なう等必要な措置を講ずる」とは、具体的に何を考えているのか。

答 勤労青少年の技能習得の促進を図るため、職業訓練に関する啓もう宣伝等の措置を講ずることとしているが、その内容は当面、次のようなものを考えている。

1. 職業訓練による技能習得の経済的・社会的な意義、職業訓練の機会、職業訓練の仕組み、職業訓練修了によつて得られる恩典等について啓もう宣伝を行なうこと。
2. 1.に伴い、資料の提供を行なうこと。
3. 勤労青少年の技術習得意欲を向上させるために、青年技能労働者の欧米への派遣等を行なうこと。

問 8 2 「その他の関係者」とは、具体的には何を考えているのか。

答 勤労青少年の技能習得の促進を図るための職業訓練に関する啓もう宣伝等を行なう対象については、関係者として、勤労青少年の父兄、学校の教員、事業主等のほか、新聞、放送、出版等勤労青少年の人間形成に深い影響を及ぼすもの等に対しても行なうこととしているものである。

職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮

勤労青少年福祉法第12条関係

第3、勤労青少年の職業訓練の受給、及び職業訓練受給への適

格の要

職業訓練又は教育を受ける

勤労青少年に対する配慮

第12条、職業訓練を受ける勤労青少年の年齢、及びその年齢、及び

(第12条関係)

が勤労青少年である。勤労青少年については、全年齢
者14万2千人、職業訓練受給者3万2千人となり、このうち
1万4千人が職業訓練受給者である。

職業訓練の受給状況を44年4月の調査結果によつてみる
と、公共職業訓練全受給者の24.5%にあたる4万5千200
人は24歳までの青少年であり、このうち約2,400人は
定時的職業訓練受給者である。また、職業訓練が単独又は共同で行
なう形でば約5万7千人に達して80.5%にあたる。この青少年
が受けている。

また、44年の定時的職業訓練受給者は、4.9万5千人
（職業訓練受給者の9.5%）、通時的職業訓練受給者は1.5万
2千人と推定している。

(附錄) 臺灣海峽

〔職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮〕

勤労青少年福祉法第12条関係

問83 勤労青少年の職業訓練の受講、定時制高等学校等への通学の実態を問う。

答 昭和44年の中学校卒業者約173万7千人のうち、18.7%にあたる32万4千人が就職し、その18.8%、6万人が働きながら学ぶ青少年である。高卒者については、全卒業者149万7千人、就職者総数88万2千人となり、このうちの1万4千人が就職進学者である。

職業訓練の受講状況を44年4月の調査結果によってみると、公共職業訓練全受講生の84.5%にあたる4万8千200人は24才までの青少年であり、このうちの約2,100人は定時制訓練受講者である。また、事業場が単独又は共同で行なう訓練では6万7千人強(80.4%にあたる。)の年少者が受けている。

また、44年の定時制高等学校在籍者は、40万5千人(高校在籍者総数の9.3%)、通信制高等学校在籍者は15万2千人となっている。

問 8 4 「高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程等」の
「等」に含まれる学校（教育）の範囲如何。

答 原則として、高校の定通制に準ずるものを考えている。

すなわち、後期中等教育段階の勤労青少年（すなわち、お
おむね 15～18 才、一部 20 才まで考えられる。）がその
職業能力向上のための一般的あるいは専門・技術的な知識・
技能もしくは資格を習得するために通学する各種学校を想定
している。

問 8 5 何故、大学、短期大学の夜間学部（科）、通信制課程は含まないのか。

答 意欲に燃えた勤労青少年に大学・短期大学のより高度な教育を受けさせることは望ましいことではあるが、現状においては以下のような点から、法律上の努力義務として全ての事業主にそこまでの配慮を要請するのは時期尚早との判断に立ち、現段階では「等」に含む教育機関としては当然には考えていない。

1. 本条を設けた趣旨は、中卒者の約8割という高い進学率に示されるように高等学校教育が一般化しているなかで、また、最近のように技術革新の進展のめざましい状況下で、先ず後期中等教育段階の勤労青少年に、高等学校教育に準じた一般的あるいは専門・技術的な教育を与えようとするものであること。
2. 大学、短期大学の夜間学部、通信制課程については、その授業形態、教育方法に比較的弾力性があり、当該青少年の選択可能な部分が大きいこと、スクーリングが相当長期にわたること等。

なお、今後のますます高度化する産業、社会に対処しうる

有能な勤労青少年、技能労働者の育成という観点から、勤労の余暇に通学する大学等について事業主が自主的に便宜を供与する措置は望ましいことと考えるので、積極的に指導してまいりたい。

問 8 6 法定職業訓練受講者に対する「時間……配慮」とは具体的に
 にはどういうことか。（公共職業訓練は、就労前の者が
 受講するのではないのか。）

答 職業訓練法第 8 条に定める法定職業訓練のうち、第 14 条
 に規定する公共職業訓練施設である専修職業訓練校及び総合
 高等職業訓練校では、定時制の訓練が行なわれている。この
 受講生の 67.2% は青少年で、その殆んどは現に就労中の勤
 労青少年である。

この夜間に行なわれる定時制訓練を受ける勤労青少年の場
 合にも、定時制高等学校に学ぶ勤労青少年と同様な勤労と勉
 学の時間的両立、健康の維持その他の問題があり、やはり事
 業主の配慮が必要とされることをさす。

参考

(1) 定時制訓練受講状況

(昭 4 4. 4. 3 0)

	受講者総数	勤 労 青 少 年 で あ る 受 講 者			
		総 数	定時制受講者中に占める割合	17才未満	17才～24才
計	3,069人	2,065人	67.2%	235人	1,830人
専修職業訓練校	3,049	2,054	67.7	232	1,822
総合高等	20	11	55.0	3	8

労働省職業訓練局調べ

(2) 東京都における定時制養成訓練の現状

実施訓練所数 都内 14 訓練所のうち 11 訓練所

実施職種 機械、溶接、自動車整備その他各訓練所で 2 - 8 職種

授業日時 土旺、日旺、祭日をのぞく毎日。
午後 6 時 ~ 9 時 20 分 (2 時限)

全受講生中に占める青少年の割合 ○ 73% (17 才未満 9%、
17 才以上 24 才以下 64%)
○ これらの青少年のほとんどは勤労青少年である。

問 8 7 勤労青少年が職業訓練又は高等学校の定通制教育等を受け易いように時間の配慮をすることによって、企業、特に中小零細企業の「事業の正常な運営」を阻害する恐れはないか。

答 1. 本条を設けた趣旨は、第一に、

勤労青少年の働きながら学ぶ意欲をみだし、その人格的・職業的成長をはかり、勤労青少年の福祉を向上させることが目的である。同時にこのことは企業の側にとっても、近年の急速な技術革新の進展、社会の変動に対処しうる優秀な労働者の養成・確保・定着をはかることともなり、また、更に、国民全体の資質向上という点からも望ましい結果を持つものと考えられる。

2. 現状においても、既に相当数の事業主が一般的に勤労青少年の通学について相当な理解を示し、時間的・経済的援助を行なっている。

なお、本条の想定する配慮の対象となる教育訓練機関在籍者は後期中等教育段階の全青少年のうち100万人に満たない部分にすぎない。

3. また、現行教育制度をみると、定時制については昼間（午前クラス、午後クラス）・夜間定時制、あるいは定時制・通信制の併修制度等があり、通信制においても多くの日曜日のスクーリングのほか、日曜日に休めない青少年のためには週日の夜間に行なう等配慮され、更に、関係各方面からの強い要望もあって学校制度そのものの改善、充実も今後予想される。

このような諸事情を考えあわせると、本条でいう「配慮」の程度では「事業の正常な運営」を阻害し、事業主にとって過重な負担となるものとは考えられない。

参考

(1) 後期中等教育機関在籍未経験者の学習障害要因

区 分		計
計		100%
学習障害要因のある者	小 計	43
	学費の都合がつかない	7
	勤務時間の都合	20
	近くに志望する教育訓練機関がない	6
	健康上の事情	3
	勤め先でよろこばない	2
	家族が反対	2
	そ の 他	3
学習障害要因のない者		52
不 詳		5

(昭和40年1月17日 文部省調査局作成)

(2) 勤労青少年の通学に対する事業主の援助

(イ) 産業規模および通学等の奨励援助の有無別事業所数の割合

産業規模	項目	計	奨励している
総	数	1 0 0.0	5 5.9
建	設	1 0 0.0	5 0.5
製	造	1 0 0.0	5 8.3
卸	・ 小 売 業	1 0 0.0	4 7.9
金 融	・ 保 険 業	1 0 0.0	6 0.8
不 動 産	業	1 0 0.0	4 0.1
運 輸	・ 通 信 業	1 0 0.0	4 5.6
電 気	・ ガス ・ 水道業	1 0 0.0	5 0.0
サ - ビ ス	業	1 0 0.0	7 6.5
3 0 人 ~ 9 9 人		1 0 0.0	5 4.9
1 0 0 人 ~ 4 9 9 人		1 0 0.0	5 7.7
5 0 0 人 以 上		1 0 0.0	5 5.2

(ロ) 産業・規模別業務に直接関係のある学校等の通学等の奨励

(奨励すると答えた事業所数を100.0とした割合)

産業・規模	学校 援助内容	定 時 制 高 校			通 信 制 高 校		
		時間的援助	学資等経済的援助	その他	時間的援助	学資等経済的援助	その他
総	数	4 1.5	1 0.9	2.2	4.9	1.9	0.3

(ハ) 産業・規模別業務に直接関係のない学校等の奨励援助の内

(奨励すると答えた事業所数を100.0とした割合)

産業・規模	学校 援助内容	定 時 制 高 校			通 信 制 高 校		
		時間的援助	学資等経済的援助	その他	時間的援助	学資等経済的援助	その他
総	数	4 3.5	1 0.2	4.2	4.7	2.5	0.7

(%)

奨励していない	無 回 答
3 3. 2	1 0. 9
4 0. 1	9. 4
3 1. 4	1 0. 3
3 8. 6	1 3. 5
6. 3	3 2. 9
5 5. 5	4. 4
4 2. 2	1 2. 2
4 3. 7	6. 3
1 8. 1	5. 4
3 2. 4	1 2. 7
3 3. 8	8. 5
4 0. 1	4. 7

資料出所

「年少労働者就労
状況調査」昭和
4 2年 労働省

援助の内容別事業所の割合 (M . A)

(%)

各 種 学 校			公 共 職 業 訓 練 所			そ の 他		
時間的援助	学資等経済的援助	そ の 他	時間的援助	学資等経済的援助	そ の 他	時間的援助	学資等経済的援助	そ の 他
1 6. 5	1 1. 4	0. 9	6. 3	3. 5	0. 3	5. 9	2. 9	0. 6

資料出所「年少労働者就労状況調査」昭和4 2年労働省

容別事業所の割合 (M . A)

(%)

各 種 学 校			公 共 職 業 訓 練 所			そ の 他		
時間的援助	学資等経済的援助	そ の 他	時間的援助	学資等経済的援助	そ の 他	時間的援助	学資等経済的援助	そ の 他
9. 1	4. 2	0. 5	2. 3	0. 3	0. 2	3. 2	1. 2	0. 1

資料出所「年少労働者就労状況調査」昭和4 2年労働省

問 8 8 何故、事業主が自己の事業活動と関係のない学校に通学する場合にも「時間……配慮」をしなければならないのか。

答 1. 心身ともに成長過程にある青少年にとっては、勤労青少年が現に従事している当該職種、当該企業の事業活動と直接に関連する知識・技能を習得することは当然のことであるが、より広く、勤労青少年の職業人としての成長、全人格的成長をはかる必要がある。

2. また、技術革新の進展、産業の高度化に加える本格的労働力不足の進行等、最近の社会・経済の変動はめまぐるしく、現在ほど国民一人一人の能力の開発・発揮が求められているときはない。

従って、現在では、本条のような配慮を努力義務として事業主に課することは、単に勤労青少年の福祉増進に役立つばかりでなく、産業政策上・また国民の資質向上という社会的見地からも望ましいことと判断される。

これらの点から本条でいう程度の「配慮」は、自己の事業活動と直接的関係のない学校に通学する場合であっても事業主が負うべきものとして社会的にも要請されていると考

えられるのである。

参考

問70の「参考」7.(3)を参照。

問 39 通学について時間の配慮をすることは、学歴偏重主義の助長とはならないか。

答 1. 数年来、中学校卒業者の進学率は上昇を続け、44年には79%を越える程度にまで達し、高等学校教育は一般化して、高等学校卒業という学歴そのものが極端に重視される時期は過ぎていること。むしろ、働きながらも学ぼうという青少年にとっては、一般化した高等学校教育さえも受けられない場合には大きな不満を持ち、一層疎外感を強めていることが予想される。

2. 現行の中学校までの義務教育は、基礎教育であって、近年の技術革新の進展、めまぐるしく変動する社会情勢等に対応して人間的成長をはかり、また職業上の成長をはかるために必要な一般的・技術的知識・技能の習得には不十分であること。

これらの点から、今後勤労青少年が、職場で、社会生活の場でより良く対処していくためには、本法により事業主が努力義務を負う「配慮」の対象となる程度の教育は、形式的な学歴ではなく実質的なものとして身につける必要がでてきていると考えられる。

また、後期中等教育段階の青少年に定時制高等学校に代表される何らかの教育を受けさせることについての要望は各方面から極めて強いものとなっており、本条の設定は、何ら学歴偏重とはならないと判断している。

問 90 事業主の努力とともに教育施設の整備運営の改善等も必要ではないか。

答 その点については、婦人少年問題審議会からも指摘のあった事項であり、勤労青少年の就労・生活実態に即応した学校の配置、授業形態の多様化、教育内容、設備等について改善、充実が図られれば、労働省としても一層、事業主等関係者に対する適切な指導を行ないうるものであり、今後文部省その他関係行政機関とも密接な連携を保って勤労青少年が働きながら学ぶことを容易にするための諸条件を整備するよう努めてまいりたい。

問 9 1 本条の措置に関連して、従来労働省が講じてきた施策如何。

答 これまでの各種調査結果からみると、最近では一般的には事業主は勤労青少年の通学につき相当の理解を示し、時間的・経済的援助を行なっている場合も少なくないが、反面、残業や同僚・上司への気がねその他仕事上の理由で遅刻・欠席を繰り返し、ついには勉学意欲を喪失し、あるいは健康を害して脱落していく勤労青少年があとを絶たない。

かかる状況にかんがみ、従来より、先ず監督面から労働時間等の労働基準法違反をなくすよう指導するとともに、各婦人少年室を通じ、本問題に関する広報・啓発に努め、また、中小企業団体に設置されている年少労働者福祉員あるいは協助員の活動を通して指導に努めてきた。

今後とも、事業主の理解と協力を得るよう指導・啓発に努めるとともに、関係行政機関との密接な連携を保ち、勤労青少年が働きながら学ぶことを容易にするための諸般の条件を整備するよう努めてまいりたい。

問 9 2 定通制教育等の拡充に関する各界の意見・要望にはどのようなものがあるか。

答 従来、各関係行政機関に出されている意見・要望は、昭和 3 1 年の「定時制高等学校に学ぶ青少年の教育保護福祉対策要綱」(中央青少年問題協議会決定)をはじめとして数多いが、その内容の概略は次のようなものである。

- 学校(教育)制度の改善、拡充をはかり、勤労青少年の就労、生活実態に即応したものとする事(文部省)。
- 労働時間の短縮等を含む適正な労働条件の確保及び事業主の本問題についての理解と協力を得るための指導に努める事(労働省)。
- 働きながら学ぶ青少年をめぐる諸問題についての社会一般に対する広報・啓発に努める事(各省)
- 経済的負担を軽減するための諸財政措置を検討すること。
- 関係各行政機関の連携を強め、相互に協力し有効な施策を検討すること。

参考

定時制・通信制高等学校教育等の振興・拡充に関する各界主要意見

1. 行政機関・審議会等によるもの

(1) 定時制高等学校に学ぶ青少年の教育保護福祉対策要綱

(昭 3 1. 1. 1 2 中央青少年問題協議会決定)
(同 1. 2 7 閣 議 報 告)

内容

- 適正な労働条件の確保（近代的労働管理の指導）
- 生活指導の徹底
- 健康の維持増進
- 勤労青少年ホームの設置
- 雇用主等の理解
- 一般社会の啓蒙、就職の機会均等

(2) 勤労青年教育対策要綱

(昭 3 2. 5. 2 4 意 見 具 申)
(同 5. 2 4 閣 議 報 告)

(3) 青少年の非行防止および勤労青少年対策の強化等に関する意見具申について

(昭 3 5. 1 2. 1 2 意 見 具 申)

(4) 青少年対策当面の重点事項

(昭36.11.24 中央青少年問題協議会決定)

(5) 当面の青少年対策について

(昭38. 7. 11 政務次官会議申合せ)

(6) 当面の青少年対策に関する意見

(昭39. 9. 10 意見具申)

(7) 後期中等教育の拡充整備について

(昭41.10.31 中央教育審議会答申)

内容

第1 後期中等教育の理念

3 後期中等教育の目的・性格

- (1) 15才から18才までのすべての青少年に対し、その能力を最高度に発揮させるため、義務教育修了後3カ年にわたって、学校教育、社会教育その他の教育訓練機関を通じて、組織的な教育の機会を提供する。

なお、将来において、18才までなんらかの教育機関に就学する義務を課することの可能性について検討する。

第2 後期中等教育のあり方

- 1 高等学校教育の改善
- 2 各種学校制度の整備
- 3 勤労青少年に対する教育の機会の保障

(8) 年少労働者に関する行政監察結果にもとづく勧告

(昭41.1.11 行政管理局)

内容

3. 勤労青少年の教育・訓練について

○ 勤労青少年の教育について

- 定時制高校の配置、定員及び交代制の勤務形態に応じた授業形態の検討、指導
- 定・通制併修の普及をはかり、通信制における集団入学の促進指導
- 勤務時間中の一定時間を通学のため確保できるよう雇用主の協力を得ること等の措置。生徒指導のための雇用主・教師の連絡会等の指導
- 夜間定時制の為の施設、学習環境の整備（運動場照明、給食等）

○ 職業訓練と学校教育の連携について

○ 職業訓練終了者の処遇について

2. 地方議会等からの意見

(1) 東京都知事（昭4 2.8）

(2) 和歌山県議会（昭4 3.1 2.27）

勤労青少年の向学意欲を充たすため定時制高校等の
助成措置

(3) 山形県議会（昭4 4.3）「夜間定時制高等学校生徒の労働時間の短縮について」

内容

定時制及び通信制教育の振興を図るため、特に働きながら夜間に学ぶ青少年の教育においては労働時間を短縮し、学習時間を確保することが緊要であります。

このためには、使用者の理解と協力はもとよりではありますが、さらに国における積極的な施策が望まれるところであります。

よって国は、行政面で雇用主団体に強力に働きかけるほか、労働基準法の改正等による法的措置を講ぜられるよう強く要望します。

3. 経営者団体からの要望

(1) 名古屋商工会議所（昭4 3. 9. 25）

(2) 大阪商工会議所（昭4 3. 1 1. 4）「学卒者の定着性強化に関する意見」について

内容

4. 定通制教育の改善について

現在定通制学生は全日制に比べ非常に少なく、かつ年々減少傾向を辿り、その不均衡が顕著となっているが、教育と勤労の調和を図ることは、産業の高度化の著しい今日極めて緊要と言わなければならない。従って働きつつ学ぶ勤労青少年のために教育を受け易いよう定通制教育を改善充実し、併せて定着性の強化にも資せられたい。

また、定通制高校以上の高等教育についても、勤労青少年のために国立大学の夜間開放等の措置を一段と推進する必要がある。

5. 各種技術、技能教育の拡充について

.....

(3) 関西経営者協会（昭4 4. 3. 1 0）「中小企業における雇用事情の改善に関する要望」

内容

Ⅲ 求人秩序の確立と学校教育制度に関連して

4. 定時制・通信制課程及び国・公立大学の夜間課程を充実し、他方勤労学生に対しては労働時間の制限その他助成措置を講ずる等、働きながら学び、学びながら働く体制を確立すること。

4. 新聞論調

- (1) 朝日新聞社説「勤労青少年の向学心をつむな」（昭4 5. 2. 2 7）
- (2) 読売新聞社説「勤労青少年福祉向上」（昭4 5. 3. 4）

5. その他

- (1) 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（昭4 4. 4. 9 議員提案）

内容

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年

法律第238号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の一条を加える。

(使用者の義務)

第3条の2 勤労青年を使用する者は、その使用する勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けることを希望したときは、当該教育を受けることができるように配慮しなければならない。

2 定時制教育又は通信教育を受けている勤労青年を使用する者は、当該勤労青年が定時制教育又は通信教育を受けるのに支障を生じないようにするため、当該勤労青年の労働条件に関し、労働時間の短縮その他の特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

(2) 勤労青少年福祉法案に関する要望(定時制通信制高校生に関する件)

(昭45.3.23 全国奨学金恒産友の会)

勤労青少年福祉推進者

(第13条関係)

余暇の有効活用

(第14条関係)

國語教學法

(附圖表81張)

國語教學法

(附圖表41張)

〔 勤労青少年福祉推進者 〕 — 勤労青少年福祉法第 13 条関係

問 9 3 事業主に勤労青少年福祉推進者を選任する努力義務を課した理由は何か。

- 答 1. 勤労青少年の職業人としてのすこやかな成育という観点から見た場合、勤労青少年の生活時間の大きな部分を占める職場生活の良しあしが、そこに働く青少年の成育に大きな影響を及ぼすこと。
2. このため、勤労青少年にとって特に重要と考えられる指導、相談、レクリエーション活動等を行なう、専門的素養を有する者が事業場ごとに置かれるべきであること。
3. よって、このような者を事業場ごとに選任することを制度的に推進する必要があること。

事業主に勤労青少年福祉推進者を選任する努力義務を課したものである。

(参考)

現在、法律で事業主に選任義務を課している管理者等は次のとおりである。

1. 安全管理者及び衛生管理者（労働基準法第53条）

一定の規模等の事業ごとに、一定の資格を有する者の中から使用者によってそれぞれ選任され、安全管理者は当該事業の安全管理に関する事項、衛生管理者は当該事業の衛生管理に関する事項を担当する。

なお、鉱山については、安全管理者及び衛生管理者に類似のものとして、鉱山保安法に基づき保安統括者等の選任が義務づけられている。

2. 統括管理者（労働災害防止団体等に関する法律第57条）

事業主がその仕事の一部を同一作業所で請負人に 行なわせている場合に、当該事業主によって選任され、作業所全般の労働災害の防止に努める。

問 9-4 勤労青少年福祉推進者の業務内容は何か。

答 勤労青少年福祉推進者は、当該事業場の勤労青少年に対しておおむね次の事項を行なう。

- 1 新規就職者の職場生活に係わる指導等職場環境への適応に関する事項
- 2 勤労の余暇におけるスポーツ、レクリエーション、文化活動等に関する事項
- 3 カウンセリングその他の勤労青少年の生活相談に関する事項

問 9 5 勤労青少年福祉推進者が生活相談、余暇活動に関する事項を担当することは、勤労青少年の私生活の自由への干渉となる恐れはないか。

答 勤労青少年福祉推進者の行なう相談、指導は、勤労青少年の自主的な問題解決を側面から援助するためのものであり、また、スポーツ、文化活動等のレクリエーション活動についても勤労青少年に参加の機会を提供するためのものである。

したがって、制度上勤労青少年の私生活の自由への干渉となる恐れはないが、さらに、勤労青少年福祉推進者の普及にあたっては、私生活への干渉の被害が生じないように十分に指導してまいりたい。

問 9 6 勤労青少年福祉推進者選任の努力義務を負う事業場の
範囲如何

答 事業場の範囲については、事業の種類及び当該事業場に
雇用されている 20 才未満の者の数等から定めることを考
えているが、具体的には、婦人少年問題審議会のご意見を
伺って決定したい。

問 9 7 勤労青少年福祉推進者の資格の内容如何。

答 勤労青少年福祉推進者は、

1 勤労青少年の福祉に関して熱意と相当の実務経験を有する者、又は、

2 労働大臣の指定する講習を終了した者

のうちから事業主が選任することを考えているが、具体的には婦人少年問題審議会の意見を伺って決定したい。

問 98 職場指導員、レクリエーション・リーダー等各企業がこれまで経個々に設けてきた制度と勤労青少年福祉推進者との関係はどうなるのか。

答 各企業において、職場指導員、レクリエーション・リーダー等本法案で規定する勤労青少年福祉推進者に類似する制度を設けている例も多い。

したがって、事業主に対して、職場指導員等を労働大臣の指定する講習を受講させる等、所要の資格要件を附与したうえ、勤労青少年福祉推進者に選任するように指導してまいりたい。

問 99 勤労青少年福祉推進者の選任を義務づけることは、中小企業の事業運営にとって負担とならないのか。

答 勤労青少年福祉推進者が必要な措置を行ない、これにより勤労青少年の職場への適応を容易にすることは、勤労青少年自身の幸福につながるものであると同時に、長期的には事業主の利益にもつながるものである。

このため、広く各企業において推進者が選任されることが望ましいが、運用にあたっては、婦人少年問題審議会のご意見を伺って中小企業の事業運営に負担とならないように配慮してまいりたい。

問 100 労働省は、勤労青少年福祉推進者に関して、事業主に
どのような援助を行なうことを考えているか。

答 労働省は、勤労青少年福祉推進者の業務の円滑な遂行を援助するため、事業主に対して、必要な助言・指導、資料の提供、勤労青少年福祉推進者の資質向上のための研修等の援助を行ないたいと考えている。

問 101 勤労青少年福祉推進者と従来から設けられている年少労働者福祉員との関係如何。

答 本法第に規定している勤労青少年福祉推進者は、事業場ごとに選任され、当該事業場に勤務している青少年に対して、身近に指導、相談等を行なうものである。

一方、従来から設けられている年少労働者福祉員は、中小企業団体に置かれ、当該団体に加入している事業主に対して、年少労働者の福祉の増進について必要な協力、援助を行なうものである。

したがって、両者はその趣旨を異にしているが、いずれも十分な活動を行なうことが勤労青少年の福祉の増進につながるものであるから、運用にあたっては、両者の連けいを密にするように努めたい。

〔余暇の有効活用〕—勤労青少年福祉法第14条関係

問 102 本条で勤務時間外の問題である余暇の有効活用について規定する理由は何か。

答 本法案で余暇の有効活用について規定する理由は、次の通りである。

1. 勤労の余暇の有効な活用を図ることは、勤労青少年の勤労による疲労の回復とすこやかな成育に資するものであり、勤労青少年の福祉の増進にとって不可欠のものであること。
2. 心身の発達期にある勤労青少年にとって、スポーツ、文化活動等のレクリエーション活動は、心身の円満な発達を図るために重要であるので、特にこれらの活動を積極的に推進する必要があること。
3. 近年、労働時間が短縮し、余暇時間が増加しているが、勤労青少年の余暇時間のすごし方はややもすると無気力、受動的であり、このことがひいては離転職、非行化につながる恐れがあるので、積極的に余暇時間を充実するための施策を展開する必要があること。

問 103 本条に基づき国及び地方公共団体が講ずる措置の具体的内容は何か。

答 勤労青少年の勤労の余暇の有効活用を促進するため国及び地方公共団体は、

1. モデル的なレクリエーション、文化活動等の催しを開催すること。
2. 各種スポーツ施設、博物館・美術館等の文化教養施設の利用料金の割引の奨励、実施をはかること。
3. 事業主団体、勤労青少年団体その他の関係者に対して、余暇活動奨励のための指導、啓蒙、資料の提供を行なうこと。
4. 勤労青少年のクラブ活動の健全な発達に資するため、上述の各事項のほか、特にクラブの青少年リーダーの養成、その他の援助を行なうこと。

等の措置を講ずることを想定している。

勤 労 青 少 年 ホ ャ ム 等

(第15条～第17条関係)

〔勤労青少年ホーム〕－勤労青少年福祉法第15条関係

問104 勤労青少年ホームのねらいは何か。

答 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対し、各種の相談に応じ必要な指導を行ない、また、レクリエーション、クラブ活動、その他勤労の余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設であり、これを利用する勤労青少年にとって余暇を有効に利用して、各種のレクリエーション活動等を享受するとともに、仲間づくりと団体活動のマナーを身につけることに役立っており、特に、新規就職者や、故郷をはなれて働く青少年の心のささえともなっている。

問 105 勤労青少年ホームの設置主体を地方公共団体とした理由如何。

答 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行ない、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的行なうことを目的とする施設であり、余暇活動、生活指導の拠点として極めて地域的かつ公共的性格の強い施設であるので地方公共団体が設置することとしたものである。

なお、市町村とせずに地方公共団体としたのは、労働福祉施設としての性格上、必ずしも市町村だけに努力義務を課し、そのサービスを期待することが適当でない場合があること等を考慮したものである。

問 106 勤労青少年ホームを「必要に応じ、…………… 設置する
ように努めなければならない」とした理由如何。

答 勤労青少年の福祉の水準は、地域により又は勤労青少年の
就労している事業所の産業別、規模別等により大きな格差が
認められ、特に勤労青少年が多数いる都市区域の環境はきわ
めて悪い状態にある。こうした実情にかんがみ、勤労青少年
の分布状況や地域環境等を考慮し、必要な場所に設置するよ
う努めなければならないとしたものである。

問 107 「勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準」を定める理由及びその内容を問う。

答 勤労青少年ホームが勤労青少年の福祉増進に果たす役割の重要性にかんがみ、充実した施設運営によるホーム機能の十分な発揮を期するため、勤労青少年ホームの設置及び運営について指針を与えることとしたものである。

「望ましい基準」の内容としては、施設の規格、設備、職員の配置、運営協議会及び施設において行なう相談・指導の指針等を予定しているが、具体的には婦人少年問題審議会に諮って定めることとしたい。

問 108 地方公共団体の設置する福祉施設を勤労青少年ホームに限定し、単身宿舎等を含めなかった理由如何。

答 勤労青少年の福祉を増進するための施設としては、この法案に定める福祉施設のほか、単身宿舎等も考えられるが、

1. 国として当面、運営等について基準を定め、また、助言指導する必要の乏しいものについては、勤労青少年のための福祉施設として規定する意義が少ないこと。
2. 本来、民間で措置すべきものを本法等にとり入れるのは、他との均衡もあり現段階で必ずしも適当でないこと。
3. 第18条により国は一般的に勤労青少年の福祉に関し、必要な指導、助言、その他の援助を行なうこととなっているので、ご指摘の単身宿舎が適正に運営されるために必要な指導は十分行ないうるものと考えられること等から、単身宿舎を含めなかつたものである。

〔 勤労青少年ホーム指導員 〕—勤労青少年福祉法 第16条関係

問 109 本条において勤労青少年ホーム指導員に特別の資格を定める理由及びその具体的内容を問う。

答 1. 勤労青少年ホームを効果的に運営し、魅力ある施設とするためには、有能な指導者を配置する必要がある、同時にその指導者を中心に、ホームを利用する勤労青少年のクラブ活動等の活発化を図ることがとくに重要であると考える。

かかる意味において勤労青少年ホーム指導員の責任は重大であり、かつ、その勤労青少年に与える影響力も大きい。

よって、指導員の職務の適正と円滑な遂行を確保するためには、青少年心理、カウンセリング 技術、グループワーク、レクリエーション指導等青少年を指導するに必要な一般的要素のほか特に労働法一般、職業の実態、労働市場の状況、青少年の職業心理等に或る程度精通している必要がある。

2. 以上のようなことから、労働大臣が定める資格の内容としては、労働省が実施する「勤労青少年ホーム指導員講習を修了すること」等を考えているが、具体的には婦人少年問題審議会に図って定めることとしたい。

問 1 1 0 勤労青少年ホームの指導員だけに資格を定め、ホームの長に資格を求めなかった理由如何。

答 総合的機能を有する勤労青少年ホームの長に形式的な一定資格を要求することは困難であり、かつ適当でないと判断したものである。

なお、勤労青少年ホームの長が施設の最高責任者として、実質的に勤労青少年の福祉に関し、知識、経験の豊かなことが要求されることは当然である。

〔雇用促進事業団が設置する施設〕

一勤労青少年福祉法第17条関係

問 1 1 1 「勤労青少年に係る福祉施設」の種類及びその設置・
運営状況如何

答 雇用促進事業団では、勤労青少年の福祉増進のため昭和43
年度以降、次の福祉施設を設置運営している。

1. 勤労青少年体育施設

勤労青少年の体力の増強と勤労意欲の高揚に資するため
の施設として全国各地に設置するものである。

施設内容は、体育館、プール、野球場、テニスコート等
地域の実情に応じたものとしており、建設費は1カ所3,0
00万円である。

昭和43年度に石川県金沢市及び和歌山県御坊市に設置
しており、ほかに44年度予算で建設中のものが6カ所、
45年度に設置予定のものが10カ所ある。

運営は原則として同事業団の直営であるが、業務の運営
上特に効果的であると認められる場合は、地元地方公共団体
等へ運営を委託することとしている。

2. 勤労者総合福祉センター

新産業都市又は工業整備特別地域における労働者の雇用の促進と職業の安定を図るとともに、地域開発に寄与することを目的として設置するものである。

施設内容は、研修施設、スポーツ施設、文化教養施設、宿泊施設等で、建設費は1カ所6億円である。

近く岡山県倉敷市に1カ所竣工し、運営を開始するほか、昭和44年度及び45年度予算で建設中のものが2カ所、45年度から2年計画で計画中のものが2カ所ある。

運営は原則として直営であるが、業務の運営上特に効果的であると認められる場合は、地元地方公共団体等へ運営を委託することとしている。

3. 勤労青少年センター

勤労青少年の健全育成を図り、併せて雇用の促進および安定に資するための全国的中央施設として、東京都中野区に設置するものである。

施設内容は、相談関係、郷土関係、相談員・指導員養成、職業講習、文化教養及び体育の施設並びに職業研究所（併設）を含む総合的福祉施設で、延べ床面積約6万平方メートル、建設費総額60億円である。

昭和44年度に用地取得及び基本設計を終えており、
45年度に着工、47年度竣工の予定である。

問 1 1 2 雇用促進事業団が勤労青少年について特別の福祉施設を設置する理由如何。

答 都市に移転就職した青少年が職場や都市生活に適応できず、早期の離職を繰り返し、その能力を十分に発揮できないような場合が少なくない現状等にかんがみ、これら青少年の雇用の促進及び職業の安定と福祉の増進を図るため、雇用促進事業団が職業に関する相談指導や心身の健全成長のために必要な施設を設置することとしているのである。

問 1 1 3 「勤労青少年の職業生活の動向及び生活の実態に即応するように配慮しなければならない」とは具体的にはどういうことか。

答 雇用促進事業団が勤労青少年にかかる福祉施設の設置運営を行なうにあたっては、勤労青少年の就職や離職の状況、労働条件、余暇の過ごし方等、これらの施設の目的を十分達成できるようきめ細かな配慮を加えることをいう。

問 1 1 4 勤労青少年センターと勤労青少年ホームの差違如何。

答 勤労青少年センターは、勤労青少年の健全育成を図り、あわせて雇用の促進、安定に資するための全国的中央施設として雇用促進事業団が設置するものである。

他方、勤労青少年ホームは、主として福祉施設に恵まれな
い中小企業に働く青少年に憩い、交友関係、趣味、教養等健
全な余暇活動の場を与え、自主的な社会生活の姿勢をはぐく
ませるための施設として地方公共団体が設置するものである。

両者の差違は、前者が勤労青少年の研修指導、指導員の養
成等も含む総合的な中央施設の機能を持つのに対し、後者は、
主として日々の勤労の余暇の活用のため、より身近に、気軽
に利用できるよう配慮されているものであって、それぞれの
特徴を生かした運営により、今後とも、勤労青少年の福祉増
進に積極的役割を果たすよう努めてまいりたい。

(第18条~第20条関係)

順 蘇

(飛關柔OS 用 ~ 条8 ↑ 用)

順 蘇

(飛關柔OS 用 ~ 条8 ↑ 用)

〔国の助言等〕－勤労青少年福祉法第18条関係

問115 「助言、指導その他の援助」とは、具体的に何を考えているのか。

答1. 本条は、勤労青少年の福祉を増進するという立場から、勤労青少年の福祉増進事業の推進について国のとるべき基本的な態度を宣明したものである。

2. 具体的には、勤労青少年の福祉事業の実施主体となる都道府県、市町村、事業主団体等に対し、その自主性を保ちつつ、勤労青少年の福祉の増進を目的とする事業の推進に必要な範囲で、助言、指導、資料の提供、講師の派遣等を行なうことを考えている。

(参考)

助言、指導等の具体的事例

1 都道府県に対するもの

(1) 都道府県勤労青少年福祉事業計画の作成及びこれに基づく事業の実施に関し、助言、指導、資料の提供等を行なうこと。

2 市町村に対するもの

- (1) 勤労青少年ホームの設置、運営について、資料の提供、講師の派遣等の援助を行なうこと。
- (2) 勤労青少年ホーム指導員について、資質向上のための研修会、研究会、経験交換会等を開催すること。
- (3) 上記(1)、(2)の他、勤労青少年の福祉増進に関する事業に関して資料の提供、講師の派遣、会場等のあつせん、資材及び器具の提供等を行なうこと。

3 事業主団体等に対するもの

- (1) 事業主団体等が行なう勤労青少年の余暇活動促進事業に関し、資料の提供、講師の派遣、会場のあつせん等便宜の提供を行なうこと。

関連質問 1 一本規定の他に財政的援助規定を設けない理由如何

答 本法に規定する勤労青少年の福祉に関する事業のうち、職業指導等の国の事務を除いた地方の国有事務に属する事業について、奨励的補助を行なうことも考えられないではないが、国及び地方公共団体の財政事情等から、一律に国に補助義務を課すことは適当でないこと、及び政府提出法案には任意補助規定を設けないという閣議了解があること等を考慮したものである。

関連質問 2 一 本法案に基づく事業に要する経費の負担区分如何。

答 1. 本法案第 8 条～第 10 条の職業指導等の事務は、国の機関委任事務として行なわれるものであり、当該事業に要する経費は全額国庫が負担することになる。

2. その他の事業については、都道府県又は市町村の国有事務として行なわれる建前をとっており、当該事業に要する経費は都道府県又は市町村が負担することになる。

なお、国は地方の公共事務について全く財政的に関与しないというのではなく、地方の財政事情等を考慮して、必要に応じ、予算の範囲内において財政的補助を行なうことは従来からも行なつてきており今後も適切な財政措置を講じて参りたい。

〔調査等〕－勤労青少年福祉法第19条関係

問116 本条の規定の意義と具体的内容を問う。

答1. 第1項は、勤労青少年の福祉施策を適確に実施するためには、勤労青少年の職業生活の実態を十分に把握する必要がある、また勤労青少年福祉対策基本方針を定めるにあたつても、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮することとなつているのでその基礎となる査査を実施することとしたものである。具体的な調査の内容等については、婦人少年問題審議会の意見をきいて定めることとしたい。

2 第2項は、勤労青少年の福祉の増進について、適確かつ効率的な施策を企画推進するとともに、勤労青少年の福祉の実現を確保するためには、社会教育、定時制 通信制教育等勤労青少年の福祉に関連する施策と連けいを緊密にする必要がある、勤労青少年の福祉施策を主管する労働大臣が関係行政機関の長に資料の提供その他の協力を求めることとし、関係施策の積極的推進を図ろうとするものである。具体的には婦人少年問題審議会にも諮り慎重に行なう考えである。

2. 第3項は、勤労青少年の福祉施策の適確な推進を図るためには、都道府県にあける勤労青少年福祉事業の実施状況等を把握することが重要であるので、必要な調査資料を求めることとしたものであるが、調査報告を求めるにあつては、都道府県に過重の負担をかけないよう慎重に行なう考えである。

(参考)

1. 行政機関の長が他の行政機関の長に対して法律上協力を求めうることを規定している例

(1) 中小企業庁設置法第3条第2項

「中小企業庁は、中小企業に関係がある事項に関し、行政庁に対し報告又は資料の提出その他必要な協力を求め、且つ、行政庁に対し意見を述べることができる。」

(2) 鉱山保安法第54条第1項

「労働大臣は鉱山における危害の防止に関し通商産業大臣に勧告することができる。」

(3) 雇用対策法第5条

「労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、雇用対策基本計画の策定のための資料の提出又は雇用対策基本計画において定められた施策であつ

て、当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。」

〔 船員に関する特例 〕－勤労青少年福祉法第 20 条関係

問 1 1 7 船員に関する特例規定を設けた理由は何か。

答 船員である勤労青少年の福祉施策の所管は運輸省にあるため、船員に係る勤労青少年福祉対策基本方針の策定、方針の策定についての必要な調査の実施等については運輸大臣が行なうこととする等のために必要な読み替え規定を置いたものである。

（参考）

主要労働関係法における船員の取り扱い状況

- 1 労働組合法、労働関係調整法、最低賃金法は「船員法第 1 条に規定する船員」にも適用されるが、船員についての取扱い権限は運輸大臣が持つ。

（労組法施行令第 29 条、労調法施行令第 13 条、最賃法第 40 条）

- 2 雇用対策法、職業安定法、職業訓練法、は「船員職業安定法第 6 条に規定する職員」については適用されない。

（雇対法第 23 条、職安法第 62 条、訓練法第 2 条）

3 労働基準法は、総則等以外は「船員法第 1 条に規定する船員」に適用されない。

(労基法第 1 1 6 条)

(注)

船員法第 1 条

この法律で「船員」とは、日本船舶又は日本船舶以外の命令で定める船舶に乗り込む船長及び船員並びに予備船員をいう。

前項に規定する船舶には、左の船舶を含まない。

1. 総トン数 5 トン未満の船
2. 湖、川又は港のみを航行する船舶
3. 総トン数 3 0 トン未満の漁船

船員職業安定法第 6 条

この法律で「船員」とは、船員法による船員及び同法による船員でない者で日本船舶以外の船舶に乗り込む者をいう。

問 1 1 8 本法案の適用対象船員数如何。

答 年令船員保険被保険者数から推計すると、15才以上20才未満約25,000名、20才以上25才未満約39,000名、計約64,000名である。

問 1 1 9 勤労青少年船員の福祉に関してはどのような問題点があるか。

- 答 1. 一般的に、船員にとっては、船舶が職場であると同時に住居であり、この船舶は陸地から離れて航行している期間が長い。
2. そのため、船員は長期にわたり家庭生活の利益を奪われ、また、陸上労働者がうけている余暇の利用、福祉の増進等の措置の利益を受けにくい事情にあり、これらが、心身の成長過程にある勤労青少年船員に特に大きく作用する点が、問題点と考えられる。
3. 従つて、勤労青少年船員の相談相手を船内に置くとか、入港中には家族との面会、健全な交遊、スポーツ等の機会の増加を図ることが、必要であると考えられる。

問 1 2 0 現在、勤労青少年船員に対して、どのような福祉施策が講じられているか。

答 勤労青少年船員の職業知識、技能等の習得の場としては、現在、海員学校及び海技大学校が設けられており、海技大学校では通信教育も実施している。

また、勤労青少年船員に対する職業指導等は船員職業安定所で一般とともに実施している。

なお、船員全体の福祉厚生施設ではあるか、（自社船員を対象とするものを除き）船員保険特別会計の福祉施設費による宿泊施設 5 3 カ所、病院 3 カ所、診療所 2 カ所、休療所 1 4 カ所、日本船員厚生協会等公益法人による宿泊施設 6 1 カ所、休憩施設 2 9 カ所、日本海員掖済会等公益法人が運営する病院 1 1 カ所、診療所 2 3 カ所等が全国港湾地区、保養地区に設置されている。

問 1 2 1 労働環境の異なる勤労青少年船員に関しては、本法案と別個の法律を制定する必要があるのではないか。

答 船員は陸上から隔絶された船舶を労働及び居住の場として、いるという海上労働の特異性を有する関係上、勤労青少年船員の福祉について、特別の考慮が必要とされる点もあるが、心身の成長過程にあるすべての勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成育するよう配慮されるべきことは、船員たると陸上労働者たると問わず共通の課題である。また、福祉施設の利用についても、地方公共団体の設置する勤労青少年ホーム等は、船員をも含めたすべての勤労青少年の利用が望ましいと思われる。従つて勤労青少年の福祉に関する立法としては、船員をも対象とするものが適当と考えられる。

なお、海上労働の特異性については、運輸大臣が勤労青少年福祉対策を進めるにあつて、充分考慮してゆくこととしたい。

問 1 2 2 船員の勤労青少年ホームは陸上とは別に設置するのか。

答 勤労青少年ホームの利用は、船員にとっては、休暇中、または入港中陸上にある時に限られ、しかも分散的に上陸するものであるから、それぞれの地域に設置される青少年ホームを利用する方が効率的である場合は、陸上の勤労青少年と交歓することが適当である。

なお、船員全体の福祉施設として各地に船員保険寮、海員会館があるが、これらの諸施設に対して、勤労青少年船員に対する配慮が行なわれるよう関係者と協議し、改善を進めたいと考えている。

